

林地開発許可申請の手引

平成24年(2012年)1月

滋賀県
琵琶湖環境部森林保全課

林地開発許可制度のあらまし	2
I. 手続	8
1. 許可の対象	9
2. 申請書・届出書の提出方法	14
3. 申請にあたっての必要図書	14
(1) 新規申請	14
(2) 変更申請	15
① 変更届	15
② 変更許可	15
4. 審査の基準	16
5. 許可後の取扱	16
(1) 開発行為の着手	16
(2) 標識の設置	16
(3) 開発行為の中止または廃止	16
(4) 開発行為の再開	16
(5) 災害発生時	17
(6) 地位の承継等	17
(7) 住所または氏名の変動	17
6. 許可の失効	17
7. 開発行為の完了	18
II. 法令	19
1. 森林法(抄)	20
2. 森林法施行令(抄)	23
3. 森林法施行規則(抄)	24
4. 滋賀県森林法施行細則(抄)	27
5. 滋賀県林地開発許可事務取扱要領	30
6. 滋賀県林地開発許可条件履行状況等調査実施要領	43
7. 滋賀県林地開発審査基準	46
8. 「民有林における開発行為の許可制の適用のない開発行為に係る連絡調整」事務取扱要領 (連絡調整事務取扱要領)	64
9. 国からの技術的助言	71
10. 県の通知	78
III. 様式	83
様式一覧表	84
1. 滋賀県森林法施行細則 様式	85
2. 滋賀県林地開発許可事務取扱要領要領 様式	99
3. 滋賀県林地開発許可条件履行状況等調査実施要領 様式	128
4. 連絡調整事務取扱要領 様式	131

林地開発許可制度のあらまし

林地開発許可制度は昭和49年の森林法改正の際に創設され、森林の公益的機能および適正な利用を確保することを目的として、1ヘクタールを超える面積の森林を開発するにあたり、知事の許可を受けなければならない制度です。

1. 許可を受けなければならない森林 ☞【 P.9 】

この許可の対象となる森林は、森林法第5条の規定により策定された地域森林計画の対象とされている国有林以外の森林（民有林）です。ただし、森林法や海岸法により指定された保安林や海岸保全区域内の森林は除かれます。

2. 許可を受けなければならない開発行為 ☞【 P.10 】

この許可を必要とする開発行為は、「土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で、

- ① 道路設置のみを目的とする開発の場合は、幅員が3メートルを超え、かつ、その開発面積が1ヘクタールを超えるもの
- ② ①以外の場合は、その開発面積が1ヘクタールを超えるものです。

なお、開発行為の規模は、人格、時期、実施場所の相違にかかわらず一体性を有するもの全てを含んだものを基準とします。また、1ヘクタール以下の森林について開発行為を行う際にはあらかじめ（90日から30日前までに）市町長あてに伐採届けを提出しなければなりません。（但し、当面1ヘクタール以下の開発であっても全体（将来）計画において、1ヘクタールを超える開発である場合は許可を要します。）

3. 許可制の適用を受けない開発行為 ☞【 P.11 】

以下に掲げる開発は、林地開発許可制度の適用外とされています。

ただし、(1)および(3)の場合は、開発行為に着手する前に知事とその開発行為について連絡調整（協議）を行ってください。

- (1) 国または地方公共団体等が行う場合
- (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行なう場合

4. 許可の基準

（詳しくは滋賀県林地開発審査基準 ☞【 P.46 】を参照してください。）

申請がなされた林地開発行為について、以下の4つの基準全てに該当しないと認められたときは許可されることとなります。

(1) 災害の防止

当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

(2) 水害の防止

当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

(3) 水の確保

当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

(4) 環境の保全

当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

5. 許可の条件 ☞【 P.39 】

許可には条件を付することができることとなっており、その主な内容は以下のとおりとなっています。

(1) 開発行為は、申請書および添付図書の内容に従って行うこと。

(2) 県の係員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。

(3) 開発行為を中止、または廃止したときは、遅滞なく（中止、または廃止した日から14日以内に）知事に届け出るとともに知事の指示に従い、防災措置を講じるほか県係員が実施結果につき確認を行うときは拒否しないこと。

(4) 開発行為の途中において、災害等が発生し、あるいは発生する恐れがある場合は、許可条件の変更および追加等を行うことがある。

(5) 開発行為の施工中において、災害が発生した場合には、適切な措置を講じると共に遅滞なく知事に届け出ること。

(6) 施工にあたっては、調整池、沈砂池等の防災施設の設置を先行し、切土、盛土または捨土は下流に対する安全を確認のうえで行うこと。

6. 監督処分

以下のような場合、知事は開発行為の中止や復旧を命じることが出来ます。

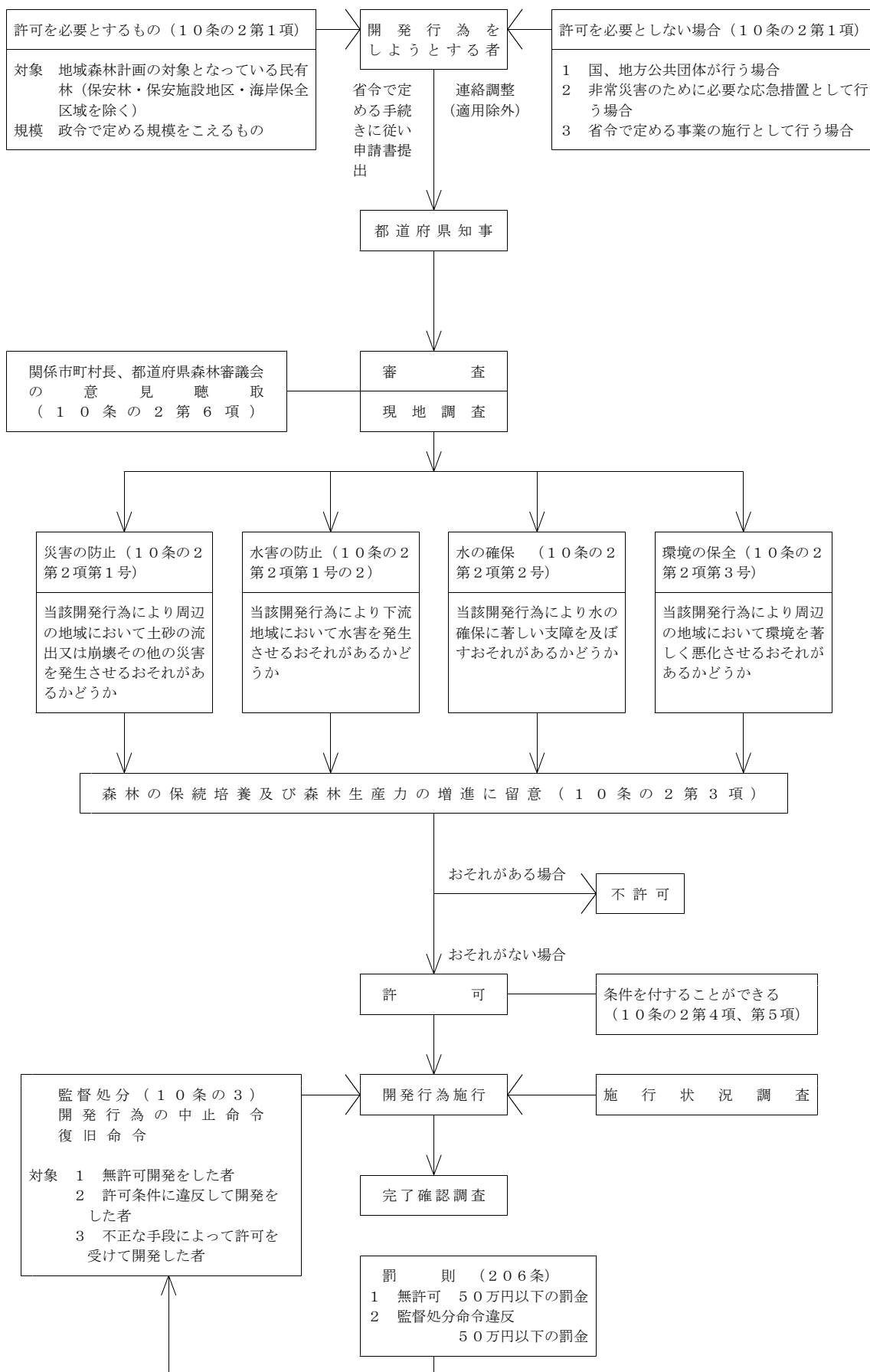
- (1) 許可を受けずに開発行為を行った場合
- (2) 許可条件に違反して開発行為を行った場合
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けて開発行為を行った場合

7. 罰則

以下のような場合は、それぞれ50万円以下の罰金に処せられます。

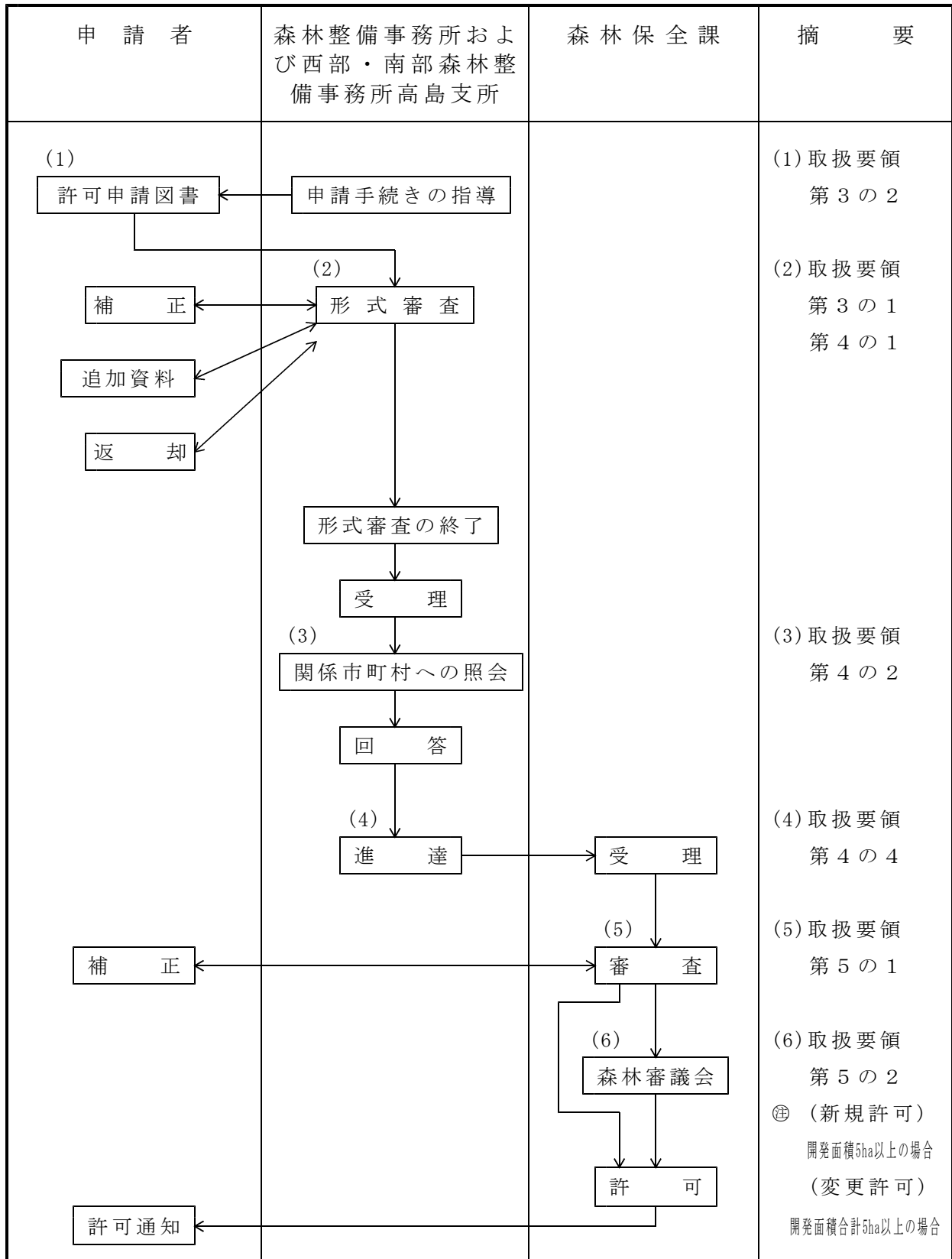
- (1) 許可を受けずに開発行為を行った場合
- (2) 監督処分の命令に違反した場合

林地開発許可制度の体系図



林地開発許可申請の体系図(その1)

(新規許可申請・変更許可申請)



林地開発許可申請の体系図(その2)
(変 更 届)

申請者	森林整備事務所および西部・南部森林整備事務所高島支所	森林保全課	摘 要
<p>(1)</p> <p>変更届出図書 ← 申請手続きの指導</p> <p>↓</p> <p>補正等 ← 形式審査</p> <p>↓</p> <p>受理通知 ← 受理</p>	<p>申請手続きの指導</p> <p>↓</p> <p>(2)</p> <p>形式審査</p> <p>↓</p> <p>形式審査の終了</p> <p>(3)</p> <p>受 理</p>	<p>受理報告</p>	<p>(1) 取扱要領 第3の2</p> <p>(2) 取扱要領 第9の4</p> <p>(3) 取扱要領 第9の3</p>

林地開発許可申請の体系図(その3)
(完 了 届)

申請者	森林整備事務所および西部・南部森林整備事務所高島支所	森林保全課	摘 要
<p>(1)</p> <p>完了届出図書 ← 申請手続きの指導</p> <p>↓</p> <p>補正等 ← 形式審査</p> <p>↓</p> <p>完了確認実施通知 ← 完了確認</p>	<p>申請手続きの指導</p> <p>↓</p> <p>(2)</p> <p>形式審査</p> <p>↓</p> <p>形式審査の終了</p> <p>受 理</p> <p>(3)</p> <p>進 達</p>	<p>受 理</p> <p>(4)</p> <p>完了確認</p>	<p>(1) 取扱要領 第3の2</p> <p>(2) 取扱要領 第11の2</p> <p>(3) 取扱要領 第11の2</p> <p>(4) 取扱要領 第12</p>

I . 手 続

1 許可の対象

林地における開発の許可が必要である対象は、森林法で以下のように定められています。

〔森林法第10条の2(抄)〕

地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。

この中で、許可を要する開発行為の要件として以下の2点が挙げられています。

- ① その対象地が地域森林計画の対象となっている民有林であること。
- ② その開発行為が土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を越えるもの。

(1) 許可を要する区域について

では、①の「その対象地が地域森林計画の対象となっている民有林であること。」についてであります。これは森林法第5条により知事が定める地域森林計画に基づき、「自然的経済的社会的諸条件及び周辺地域の土地利用の動向からみて森林として利用することが相当である。」と認められた区域をいいます。具体的な所在については琵琶湖環境部森林政策課、各森林整備事務所および西部・南部森林整備事務所高島支所(巻末参照)において森林計画図が縦覧に供されていますので、開発を計画している方は、まずこれを確認してください。

〔森林法第5条(抄)〕

都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域

(以下、省略)

(2) 許可を要する行為について

次に、②の「その開発行為が土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの。」についてですが、ここでは許可を要するア.「開発行為の定義」、イ.「開発行為の規模」についてを定めています。

まず、ア.「開発行為の定義」についてですが、ここでいう「その他の土地の形質を変更する行為」とは例示すると以下のとおりとなります。

① 鉱物の採掘 ② 宅地の造成 ③ 土砂捨てその他物件の堆積 ④ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築 ⑤ 土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為、その他の植生に影響を及ぼす行為

以上のとおり、**開発行為とは森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを指しており、通常の管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可は不要であるとされています。**ただし、ここで掲げているものは例示のものだけですので、これらに該当しない場合であっても、開発を予定している地域を管轄する各森林整備事務所および西部・南部森林整備事務所高島支所あてにあらかじめご相談下さい。

(3) 許可を要する規模について

次の、イ.「開発行為の規模」については以下のとおり定められています。

〔森林法施行令第2条の3〕

法第10条の2第1項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールとする。

ここでは、許可を要する条件として上記の「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」を除き、**土地の面積が1ヘクタールを超えるもの**がその対象とされています。但し、ここでいう土地の面積について、以下の点に注意が必要です。

- ① 形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又は許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は規模の算定には含まれない。
- ② 人格、時期、実施個所の相違にかかわらず一体性を有するもの全てを含めなければならない。

なお、**土地の面積が1ヘクタール以下の場合については市町長あてに伐採届【P.21】の提出が必要となります。**

また、この中で許可を要しない「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」についてももう少し詳しく説明をしますと、「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」とは、

一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更を含まないものを指し、「路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分を行い、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のもの。と、いうこととなります。

(4) 許可の必要なものから除外されるもの

森林法では、上記の「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」以外に下記の行為についても許可が不要とされています。

〔森林法第10条の2(抄)〕

地域森林計画の対象となつている民有林において開発行為をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

上記、第一号に挙げる「国又は地方公共団体が行なう場合」について、国又は地方公共団体とみなされる法人は以下のとおりとなります。〔開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(抄)(平成14年3月29日 13林整第2396号 農林水産事務次官依命通知 最終改正 平成20年4月1日 19林整第1009号)より要約〕

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人森林総合研究所、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

上記、第三号に挙げる「省令で定められているもの」とは以下のとおりとなります。

〔森林法施行規則第3条〕

法第10条の2第1項第3号の省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

- 一 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 二 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- 三 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- 四 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施

設及び同項第2号に規定する区画整理

- 五 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供用する放送設備
- 六 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設
- 七 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設
- 八 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業(前号に該当するものを除く。)
- 九 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道(同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)又は道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設
- 十 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館
- 十一 航空法(昭和27年法律第231号)による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第4項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- 十四 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物(同条第8項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。)
- 十五 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- 十六 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定する工業用水道施設
- 十七 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- 十八 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第1号に規定する一般電気事業、同項第三号に規定する卸電気事業又は同項第五号に規定する特定電気事業の用に供する同項第十六号に規定する電気工作物
- 十九 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業(第15号に該当するものを除く。)
- 二十 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設
- 二十一 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第5条第2項第2号に規定する事業用施設

ここで掲げた、許可制の適用のない森林法第10条の2第1項第1号及び第3号に該当する場合であっても同条第2項及び第3項の規定の趣旨にそって開発行為が行われなければならないことは当然であり、国及び国とみなされる法人については、開発行為を

行おうとするときは、あらかじめ、知事と連絡調整をとりつつ、本制度の趣旨に即して行われるように関係行政庁において指導することされています。

また、知事が実施する場合にあっても、森林保全課、各森林整備事務所および西部・南部森林整備事務所高島支所と事業実施担当部局との間で連絡調整を密接に行うとともに、県以外の地方公共団体及び地方公共団体とみなされる法人が開発行為を行うに当たってはあらかじめ知事と連絡調整をするように指導しています。

森林法施行規則第3条の事業を施行しようとするときについても、あらかじめ、知事と連絡調整をとりつつ、本制度の趣旨に即して行われるように施行しようとする者に対し指導を行っています。

なお、これらについては「**「民有林における開発行為の許可制の適用のない開発行為に係る連絡調整」事務取扱要領**」（連絡調整要領）☞ **【P.64】** においてその詳細が定められています。

また、森林法第10条の2第1項第2号の規定は、緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものであり、必要な応急措置として行われた後において法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生をみることをないように適切な事後措置をとるように指導することとなります。

2 申請書・届出書の提出方法〔県林地開発許可要領第3〕

申請書・届出書の提出方法については以下のとおり定められています。具体的な窓口は巻末に記載しています。

申請書（以下「許可申請書」という。）の提出部数は、正副3部とし、当該開発行為に係る森林を所轄する森林整備事務所長および西部・南部森林整備事務所高島支所長（以下「所長等」という。）を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、開発区域が複数の森林整備事務所および西部・南部森林整備事務所高島支所（以下「事務所等」という。）にわたる場合は、主たる開発行為に係る森林を所轄する森林整備事務所長等が受理するものとし、森林整備事務所等ならびに当該森林の所在する市町および当該開発行為により直接の影響を受けると見込まれる市町（以下「関係市町」という。）の数の申請書副本を増刷するものとする。

3 申請にあたっての必要図書

(1) 新規申請 〔県森林法施行細則第9条〕

森林法第10条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、**林地開発許可申請書**（県細則様式第1号 ☞【 P.85 】）に次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければなりません。

なお、申請書の編綴にあたっては☞【 P.42 】を参考にしてください。

- ① 開発行為をしようとする場所を示す縮尺50,000分の1以上の位置図
- ② 開発行為をしようとする場所およびその周辺の状況を示す縮尺5,000分の1以上の区域図ならびに縮尺1,000分の1以上の求積図
- ③ 事業計画書（県細則様式第2号 ☞【 P.86 】）および設計図
- ④ 残置森林等の管理に関する誓約書（県細則様式第3号 ☞【 P.89 】）
- ⑤ 開発行為をしようとする土地について、申請者が権原を有すること、または権原を取得する見込みがあることを示す書面
- ⑥ 当該行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面または受ける見込みがあることを示す書面
- ⑦ 当該行為に伴い、直接の利害関係を有する者がある場合にあつては、当該利害関係を有する者の承諾書または同意書（承諾または同意が得られない場合にあつては、その理由書）
- ⑧ その他知事が必要と認める書面または図面（県規則別表第1 ☞【 P.35 】）

(2) 変更申請 〔県森林法施行細則第10条〕

既に許可を受けている林地開発行為について、計画の変更を要するときには県に対して届出または許可を要します。この場合、許可を要するものについては、下記の①から⑧のいずれかに該当する場合とされています。これらに該当しない計画の変更については届出となります。

- ① 開発行為の目的を変更しようとするとき。
- ② 開発行為に係る森林の面積が5ヘクタール以上のものにあつてはこれを1ヘクタールを超える規模で拡大しようとするとき、5ヘクタール未満のものにあつては、これを20パーセント以上または5ヘクタール以上に拡大しようとするとき。
- ③ 森林率を減じようとするとき。
- ④ 沈砂池もしくは調整池を廃止し、またはその容量を縮小しようとするとき。
- ⑤ 排水路の延長を10パーセント以上縮小し、または排水系統を変更しようとするとき。
- ⑥ 切土または捨土の数量をそれぞれ10パーセント以上増加しようとするとき。
- ⑦ 盛土の数量を10パーセント以上増加しようとするとき（変更後の盛土の数量が1,000立方メートル未満となるときを除く。）または1,000立方メートル以上に増加しようとするとき。
- ⑧ 開発計画の工区の区分を変更しようとするとき。

①変更届 〔県森林法施行細則第10条、県林地開発許可要領第9〕

上記(2)において、予定している計画の変更について変更届の提出に該当する場合は**林地開発許可変更届出書**（県細則様式第4号 ☞【 P.90 】）に下記の図書を添えて知事に届け出なければなりません。

- ① 計画変更対比表（県要領様式第13号 ☞【 P.116 】）
- ② 変更前および変更後の縮尺1/1,000以上の土地利用計画図
- ③ 変更前および変更後の事業区域、残置森林および造成森林についての縮尺1/1,000以上の求積図
- ④ 変更前および変更後の縮尺1/1,000以上の排水計画平面図
- ⑤ 変更前および変更後の土量計算書
- ⑥ 変更前および変更後の沈砂池、調整池の構造図
- ⑦ 工程表(変更前と変更後を対比したもの)

②変更許可 〔県森林法施行細則第10条、県林地開発許可要領第9〕

上記(2)において、予定している計画の変更について、許可を要する場合は**林地開発許可変更申請書**（県細則様式第5号 ☞【 P.91 】）に上記(1)ならびに下記の図書を添えて知事に提出しなければなりません。

- ① 変更理由を記載した書類
- ② 変更後の図面

4 審査の基準

審査について、「滋賀県林地開発審査基準」(☞【 P.46 】)に基づき実施しています。この審査基準は以下の項目を中心としたものとなっています。

- ① 一般基準 ☞【 P.46 】
- ② 災害の防止 ☞【 P.48 】
- ③ 水害の防止 ☞【 P.55 】
- ④ 水の確保 ☞【 P.60 】
- ⑤ 環境の保全 ☞【 P.60 】

5 許可後の取扱

(1) 開発行為の着手 [県森林法施行細則第10条の2第1項]

許可を受けた者は、当該開発行為に係る行為に着手した場合は、着手してから7日以内に着手届出書(県細則様式第6号☞【 P.92 】)を提出しなければなりません。

(2) 標識の設置 [県森林法施行細則第10条の2第2項]

許可を受けた者は、当該許可に係る行為の施行中においては、開発区域内の進入部の見やすい位置に林地開発許可標識(県細則様式第6号の2☞【 P.93 】)を設置しなければなりません。

(3) 開発行為の中止または廃止 [県森林法施行細則第10条の2第3項、県林地開発許可要領第13]

許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止し、または廃止したときは、中止し、または廃止した日から14日以内に中止届出書(県細則様式第7号☞【 P.94 】)に以下の図書を添えて知事に届け出なければなりません。

- ① 当該開発区域の現況を撮影した写真および撮影方向を示す図面
- ② 開発行為を中止しようとするときは、当該土地の保全に関する計画書等
- ③ 開発行為を廃止しようとするときは、廃止した後の当該開発区域の森林としての利用計画を示す図書が必要と認め指示する書類
- ④ その他知事が必要と認める書類

(4) 開発行為の再開 [県森林法施行細則第10条の2第4項]

許可を受けた者は、上記の中止した行為を再開したときは、再開した日から7日以内に再開届出書(別記式第7号の2☞【 P.95 】)に実施工程表を添えて知事に届け出な

ればなりません。

(5) 災害発生時 〔県森林法施行細則第10条の2第5項、県林地開発許可要領第14〕

許可を受けた者は、当該許可に係る行為の施行中に災害が発生したときは、直ちに**災害発生届出書**（県細則様式第8号 ☞【P.96】）に以下の図書を添えて知事に届け出るとともに、知事の指示に基づき災害復旧に努めなければなりません。

- ① 被災状況を撮影した写真およびこれを示す図面
- ② 復旧に関する計画書および図面

(6) 地位の承継等 〔県森林法施行細則第11条第1項、県林地開発許可要領第15〕

許可を受けた行為に係る事業の譲渡があつたとき、または許可を受けた者について相続もしくは合併があつたときは、譲受人または相続人もしくは合併により新たに設立した法人は、当該地位を承継した日から14日以内に**地位承継届出書**（県細則様式第9号 ☞【P.97】）に下記の図書を添えて知事に届け出なければなりません。

- (1) 当該開発行為に係る事業の譲渡があつたことまたは許可を受けた者について相続もしくは法人の合併があつたことを証する書類
- (2) 開発行為に要する資金及びその調達計画を明らかにした書類
- (3) その他知事が必要と認め指示する書類

(7) 住所または氏名の変動 〔県森林法施行細則第11条第2項〕

許可を受けた者が、当該許可に係る行為の完了前に住所または氏名（法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地）に異動を生じたときは、異動があつた日から14日以内に**住所（氏名）異動届出書**（県細則様式第10号 ☞【P.98】）に異動があつたことを証する書類を添えて届け出なければなりません。

6 許可の失効 〔県森林法施行細則第12条第2項〕

次の各号のいずれかに該当するときは、法第10条の2第1項の規定による許可は、その効力を失います。

- (1) 許可を受けた者が死亡し、または解散した場合において承継人がないとき。
- (2) 第10条の2第2項の廃止の届出があつたとき。

7 開発行為の完了〔県森林法施行細則第10条の2、県林地開発許可要領第11〕

許可を受けた者は、当該開発行為に係る行為が完了した場合は、完了してから7日以内に**完了届出書**（県細則様式第7号 ☞【 P.94 】）に以下の図書を提出しなければなりません。

- ① 完了写真
- ② 出来高数量等対比表（県要領様式第14号 ☞【 P.117 】）
- ③ 出来高図面
- ④ 残置森林等の面積一覧表（地番毎に許可申請における面積と完了時点の面積を対比したもの）
- ⑤ 残置森林等の維持管理に関する計画書

II . 法 令

(1) 森 林 法 (抄)

[昭和26年6月26日 法律第249号 最終改正 平成18年6月2日 法律第50号]

(地域森林計画)

第5条

都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を1期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする森林の区域

二 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

四 造林面積その他造林に関する事項

四の二 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

四の三 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

五の二 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

六 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

七 保安林の整備、第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

八 その他必要な事項

3 第4条第3項の規定は、地域森林計画に準用する。

4 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

(開発行為の許可)

第10条の2

地域森林計画の対象となつている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
- 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3

都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第10条の4

この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

(伐採の届出)

第10条の8

森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第25条又は第25条の二の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あら

はじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
 - 二 第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
 - 三 第 11 条第 4 項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第 12 条第 3 項において準用する第 11 条第 4 項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合
 - 四 森林所有者等が第 49 条第 1 項の許可を受けて伐採する場合
 - 五 第 188 条第 2 項の規定に基づいて伐採する場合
 - 六 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
 - 七 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
 - 八 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
 - 九 除伐する場合
 - 十 その他農林水産省令で定める場合
- 2 前項第八号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

(罰則)

第 206 条

次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条の 2 第 1 項の規定に違反し、開発行為をした者
- 二 第 10 条の 3 の規定による命令に違反した者
- 三 第 34 条第 1 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者
- 四 第 34 条第 2 項（第 44 条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- 五 第 38 条の規定による命令に違反した者

森林法附則(抄)〔昭和49年5月1日 法律第39号〕

(開発行為に係る経過規定)

第 5 条

この法律の施行の際現に開発行為（新法第 10 条の 2 第 1 項の開発行為をいう。以下同じ。）を行なっている者は、当該開発行為について同項の許可を受けたものとみなす。

(2) 森林法施行令(抄)

(昭和26年7月31日 政令第276号 最終改正 平成17年1月26日 政令第10号)

(開発行為の規模)

第2条の3

法第10条の2第1項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールとする。

(国又は地方公共団体とみなされる法人)

森林法施行令附則(昭和49年10月28日 政令第357号) (抄)

○開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(抄)

(平成14年3月29日 13林整治第2396号 農林水産事務次官依命通知 最終改正 平成20年4月1日 19林整治第1009号)

第1 森林法第10条の2第1項関係

3 許可制の適用のない開発行為

(1)「国又は地方公共団体が行う場合」は、法第10条の2第1項の許可制は適用されない(法第10条の2第1項第1号)。

なお、独立行政法人都市再生機構(独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)附則第12条第1項第1号又は第2号の業務(同号のには、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。))として行う場合に限る。)、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第10条の2第1項第1号の国又は地方公共団体とみなされる。

(3) 森林法施行規則(抄)

[昭和26年8月22日 農林省令第54号 最終改正 平成19年3月30日 省令第24号]

(開発行為の許可の申請)

第2条

法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、申請書(2通)に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に関する計画書
- 二 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 三 許可を受けようとする者(独立行政法人等登記令(昭和39年政令第28号)第1条に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

(開発行為の許可を要しない事業)

第3条

法第10条の2第1項第3号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

- 一 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 二 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- 三 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- 四 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理
- 五 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する放送設備
- 六 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設
- 七 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設
- 八 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業(前号に該当するものを除く。)
- 九 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道(同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)又は道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設
- 十 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館
- 十一 航空法(昭和27年法律第231号)による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の

利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第4項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

十四 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物（同条第八項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）

十五 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業

十六 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設

十七 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 5 項に規定する一般自動車ターミナル

十八 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する一般電気事業、同項第三号に規定する卸電気事業又は同項第五号に規定する特定電気事業の用に供する同項第十六号に規定する電気工作物

十九 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 15 項に規定する都市計画事業（第 15 号に該当するものを除く。）

二十 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設

二十一 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設

（監督処分の方法）

第 4 条

法第10条の3の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

- 一 命令に係る土地の所在場所
- 二 命令の内容
- 三 その他必要な事項

（伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項）

第 6 条

法第 10 条の 8 第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 伐採樹種
- 二 伐採の期間
- 三 伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積
- 四 伐採後に植栽する樹種別の植栽本数
- 五 伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあつては、その供されることとなる用途

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第 7 条

法第 10 条の 8 第 1 項 の届出書は、伐採を開始する日前 90 日から 30 日までの間に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書の提出部数は、1 通とする。

(法令により立木の伐採につき制限がある森林)

第7条の2

法第10条の8第1項第6号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。

- 一 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地に係る森林
- 二 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第3項の規定により指定された特別保護地区内の森林
- 三 漁業法(昭和24年法律第267号)第120条の規定により除去を制限された立木に係る森林
- 四 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第128条第1項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林
- 五 自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第1項又は第60条第1項の規定により指定された特別地域内の森林
- 六 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第4条第1項の規定により指定されたぼた山崩壊防止区域内の森林
- 七 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第6条第1項の規定により指定された歴史的風土特別保存地区内の森林
- 八 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の風致地区として定められた地区内の森林
- 九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林
- 十 林業種苗法(昭和45年法律第89号)第4条第1項の規定により指定された特別母樹又は特別母樹林に係る森林
- 十一 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項又は第46条第1項の規定により指定された特別地区内の森林
- 十二 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林
- 十三 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)第3条第1項の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区内の森林及び同項の規定により定められた第二種歴史的風土保存地区内の森林
- 十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第37条第1項の規定により指定された管理地区内の森林

(果実の採取以外の用途)

第8条

法第10条の8第1項第6号の農林水産省令で定める用途は、樹液、樹皮又は葉の採取とする。

(果実の採取その他の用途に供される森林の指定)

第8条の2

法第10条の8第1項第6号の申請は、申請書(1通)に図面を添え、市町村の長に提出してしなければならない。

- 2 法第10条の8第1項第6号の規定による指定は、通知書を送付してするものとする。

(4) 滋賀県森林法施行細則(抄)

[昭和27年3月3日 滋賀県規則第249号 最終改正平成12年3月29日 規則第26号]

(林地開発の許可申請)

第9条

法第10条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、林地開発許可申請書(別記様式第1号 ☞【P.85】)に次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 開発行為をしようとする場所を示す縮尺50,000分の1以上の位置図
- (2) 開発行為をしようとする場所およびその周辺の状況を示す縮尺5,000分の1以上の区域図ならびに縮尺1,000分の1以上の求積図
- (3) 事業計画書(別記様式第2号 ☞【P.86】)および設計図
- (4) 残置森林等の管理に関する誓約書(別記様式第3号 ☞【P.89】)
- (5) 開発行為をしようとする土地について、申請者が権原を有すること、または権原を取得する見込みがあることを示す書面
- (6) 当該行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面または受ける見込みがあることを示す書面
- (7) 当該行為に伴い、直接の利害関係を有する者がある場合にあつては、当該利害関係を有する者の承諾書または同意書(承諾または同意が得られない場合にあつては、その理由書)
- (8) その他知事が必要と認める書面または図面

(開発行為の変更)

第10条

法第10条の2第1項の規定による許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る開発行為の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、林地開発許可変更届出書(別記様式第4号 ☞【P.90】)に知事が別に定める図書を添えて知事に届け出なければならない。ただし、当該変更事項が次の各号のいずれかに該当する場合は、林地開発許可変更申請書(別記様式第5号 ☞【P.91】)に前条各号に掲げる図書ならびに変更理由を記載した書類および変更後の図面を添えて知事に提出し、同項の許可を受けなければならない。

- (1) 開発行為の目的を変更しようとするとき。
- (2) 開発行為に係る森林の面積が5ヘクタール以上のものにあつてはこれを1ヘクタールを超える規模で拡大しようとするとき、5ヘクタール未満のものにあつては、これを20パーセント以上または5ヘクタール以上に拡大しようとするとき。
- (3) 森林率を減じようとするとき。
- (4) 沈砂池もしくは調整池を廃止し、またはその容量を縮小しようとするとき。
- (5) 排水路の延長を10パーセント以上縮小し、または排水系統を変更しようとするとき。
- (6) 切土または捨土の数量をそれぞれ10パーセント以上増加しようとするとき。

- (7) 盛土の数量を10パーセント以上増加しようとするとき（変更後の盛土の数量が1,000立方メートル未満となる場合を除く。）または1,000立方メートル以上に増加しようとするとき。
- (8) 開発計画の工区の区分を変更しようとするとき。

（開発行為の着手等）

第10条の2

許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手し、または完了したときは、着手し、または完了した日から7日以内に着手（完了）届出書（別記様式第6号 ☞【P.92】）に知事が別に定める図書を添えて知事に届け出て、完了した場合にあつては、その確認を受けなければならない。この場合において、当該許可に係る行為が、許可申請時においてあらかじめ工区等の区域が区分されている場合は、当該区域ごとに完了の届出を行い、確認を受けることができるものとする。

- 2 許可を受けた者は、当該許可に係る行為の施行中においては、開発区域内の進入部の見やすい位置に林地開発許可標識（別記様式第6号の2 ☞【P.93】）を設置しなければならない。
- 3 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止し、または廃止したときは、中止し、または廃止した日から14日以内に中止（廃止）届出書（別記様式第7号 ☞【P.94】）に知事が別に定める図書を添えて知事に届け出なければならない。
- 4 許可を受けた者は、前項の中止した行為を再開したときは、再開した日から7日以内に再開届出書（別記様式第7号の2 ☞【P.95】）に実施工程表を添えて知事に届け出なければならない。
- 5 許可を受けた者は、当該許可に係る行為の施行中に災害が発生したときは、直ちに災害発生届出書（別記様式第8号 ☞【P.96】）に知事が別に定める図書を添えて知事に届け出るとともに、知事の指示に基づき災害復旧に努めなければならない。

（地位の承継等）

第11条

許可を受けた行為に係る事業の譲渡があつたとき、または許可を受けた者について相続もしくは合併があつたときは、譲受人または相続人もしくは合併により新たに設立した法人は、当該地位を承継した日から14日以内に地位承継届出書（別記様式第9号 ☞【P.97】）に知事が別に定める書類を添えて知事に届け出なければならない。

- 2 許可を受けた者が、当該許可に係る行為の完了前に住所または氏名（法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地）に異動を生じたときは、異動があつた日から14日以内に住所（氏名）異動届出書（別記様式第10号 ☞【P.98】）に異動があつたことを証する書類を添えて知事に届け出なければならない。

（許可の失効）

第12条

次の各号のいずれかに該当するときは、法第10条の2第1項の規定による許可は、その効力を失う。

- (1) 許可を受けた者が死亡し、または解散した場合において承継人がないとき。
- (2) 第10条の2第2項の廃止の届出があったとき。

(5) 滋賀県林地開発許可事務取扱要領

(平成8年4月1日制定 最終改正平成24年1月1日)

第1 趣旨

この要領は森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2及び10条の3に基づく林地開発許可制度の適正な執行を図るため法、森林法施行令（昭和26年政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）および滋賀県森林法施行細則（昭和27年滋賀県規則第7号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 遵守事項

- 1 法第10条の2第1項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）をする者は、林地開発許可制度の趣旨に沿って実施することはもちろん、その実施については自らの責任で施行し、その管理責任を負うことを基本理念とする。
- 2 知事は、開発行為者に対して開発行為の適正な履行を確保するとともに、法の趣旨に違反する開発を未然に防止するため、関係市町長との密接な連携と協力を得て林地開発許可制度の趣旨徹底を図るための、啓発、指導に努めるものとする。

第3 開発行為の許可の申請

- 1 細則第9条に定める申請書（以下「許可申請書」という。）の提出部数は、正副3部とし、当該開発行為に係る森林を所轄する森林整備事務所長および西部・南部森林整備事務所高島支所長（以下「所長等」という。）を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、開発区域が複数の森林整備事務所および西部・南部森林整備事務所高島支所（以下「事務所等」という。）にわたる場合は、主たる開発行為に係る森林を所轄する所長等が受理するものとし、事務所等ならびに当該森林の所在する市町および当該開発行為により直接の影響を受けると見込まれる市町（以下「関係市町」という。）の数の申請書副本を増刷するものとする。
- 2 許可申請書に添付する図書は、別表第1 ☞【P.35】のとおりとする。

第4 申請書の受理および進達

- 1 所長等は、許可申請書の提出があったときは、これを受理し、ただちに許可申請書、添付書類の記載事項及び添付図面について別表第1 ☞【P.35】に基づき確認し、不備を認めたときは、これを補正させるものとする。なお、補正指示については原則として文書（別記様式第5号 ☞【P.103】）によるものとする。
- 2 所長等は、許可申請書を適正と認めたときは、許可申請書の副本を添えて当該開発行為により直接影響を受けると見込まれる市町長に意見を聞くものとする。（別記様式第6号 ☞【P.104】）
- 3 所長等は、当該開発行為をしようとする森林の区域（当該開発行為に係る森林およびその森林に介在し、または隣接して残置することとなる森林または緑地で当該開発行為に係る事業に関係するものをいう。以下「対象森林」という。）等の現況、当該開発行為による影響及び対象森林の社会的条件について調査し、その結果を林地開発許可申請調書（別記様式第7号 ☞【P.106】）にとりまとめるものとする。
- 4 所長等は、許可申請書に林地開発許可申請調書および関係市町長の意見を添付して、琵琶湖環境部長（以下「部長」という。）に進達するものとする。

第5 申請書の審査等

- 1 部長は、「滋賀県林地開発許可基準」に基づき許可申請書の審査を行ない、必要に応じて現地調査を実施するとともにその結果を林地開発許可申請書審査表（別記様式第8号 ☞【P.108】）にとりまとめるものとする。なお、許可申請書の審査においては地方自治法第245条の4に基づく国からの技術的助言についても十分斟酌したものとなるよう努めることとする。

- 2 部長は許可申請の内容が、別表第2 ☞【P. 39】に定める基準に該当するものについて法第10条の2第1項の許可をしようとするときは、滋賀県森林審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。
- 3 部長は、当該開発行為が他の法令等による許認可等を必要とするときは、当該法令担当部局と十分連絡調整するとともに、同時審査、同時処分に努めるものとする。
- 4 部長は提出された許可申請書について必要に応じて申請者に補正を命じるものとする。

第6 許可、不許可の決定

- 1 部長は、第5の審査結果に基づき許可・不許可を決定するものとする。
- 2 前項の許可に当たっては、必要に応じて条件を付すものとする。（条件の例は別表第3 ☞【P. 39】のとおり）

第7 許可処分の通知

- 1 部長は、許可または不許可の処分を決定したときは、許可指令書（別記様式第10号）または不許可指令書（別記様式第11号 ☞【P. 114】）を申請者に交付するとともにこれを該当する局長等、市町長および滋賀県公安委員会に通知するものとする。
- 2 部長は、1の許可指令書には林地開発許可標識（細則様式第6号の2 ☞【P. 93】）の仕様を明らかにしたものを添えてこれを交付するものとする。
- 3 部長は、不許可の決定通知をするときは、その理由を付さなければならない。

第8 台帳への記載

- 1 部長は、第6の1の決定をしたときは、遅滞なく林地開発許可台帳（別記様式第12号 ☞【P. 115】）に必要事項を記載するものとする。
- 2 台帳には許可（変更）指令書の写しおよび位置図ならびに土地利用計画図を合綴するものとする。

第9 開発行為の変更

- 1 細則第10条の開発行為の変更届出書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 計画変更対比表（別記様式第13号 ☞【P. 116】）
 - (2) 変更前および変更後の縮尺1/1,000以上の土地利用計画図
 - (3) 変更前および変更後の事業区域、残置森林および造成森林についての縮尺1/1,000以上の求積図
 - (4) 変更前および変更後の縮尺1/1,000以上の排水計画平面図
 - (5) 変更前および変更後の土量計算書
 - (6) 変更前および変更後の沈砂池、調整池の構造図
 - (7) 工程表（変更前と変更後を対比したもの）
- 2 細則第10条の許可を要する開発行為の変更について、同条各号で定める基準は申請時点で現に許可を受けている許可の許可条件を基準として比較するものとする。

なお、かかる許可条件については、現許可処分以降の細則第10条に基づく変更届の内容は含まないものとする。
- 3 所長等は、細則第10条の開発行為の変更の内容が同条各号に定める重要な変更のいずれにも該当しないことならびに変更届出書の記載事項に不備がないこと、変更届出書に必要な書類が添付されていることおよびその他の細則等に定められた変更届出の形式上の要件に適合していると認めた場合は、届出者および当該開発行為により直接影響を受けると見込まれる市町長あてこれを通知するとともに、変更届出書の写しを添付して部長に報告しなければならない。
- 4 所長等は、届出された変更が同条各号に掲げる変更該当すると認めた場合にあっては、速やかに同条の許可変更申請を行うよう届出者を指導するものとし、届出書の記載事項および添付書類に不備を認めた場合にあっては、これを届出者に速や

かに通知し、補正させるものとする。

- 5 同条ただし書の許可変更申請に係る事務処理は、本項に定めるほか、第3から第8までの規定を準用する。

第10 着手届

所長等は、細則第10条の2第1項の着手届出書が提出されたときは、記載事項の確認および施行工程の検討を行い、不備を認めたときは、これを速やかに通知するものとする。

第11 工事完了の届出

- 1 細則第10条の2第1項の(部分)完了届出書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 完了写真
 - (2) 出来高数量等対比表(別記様式第14号 ☞【P.117】)
 - (3) 出来高図面
 - (4) 残置森林等の面積一覧表(地番毎に許可申請における面積と完了時点の面積を対比したもの)
 - (5) 残置森林等の維持管理に関する計画書
- 2 所長等は、同項の(部分)完了届出書が提出されたときは記載事項について確認し、適正と認めた場合にあってはこれを部長に進達し、不備を認めた場合にあってはこれを届出者に速やかに通知し、補正させるものとする。

第12 工事完了の確認

部長は、細則第10条の2第1項の完了届(部分完了届)の進達があったときは、当該開発行為について別表4「完了確認調査方法」☞【P.40】に基づき速やかに完了確認調査(部分完了確認調査)を行うものとする。

第13 開発行為の中止等届出書の添付書類

- 1 細則第10条の2第3項の中止(廃止)届出書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 当該開発区域の現況を撮影した写真および撮影方向を示す図面
 - (2) 開発行為を中止しようとするときは、当該土地の保全に関する計画書等
 - (3) 開発行為を廃止しようとするときは、廃止した後の当該開発区域の森林としての利用計画を示す図書
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 所長等は、同項の中止(廃止)および同条第4項の再開届出書が提出されたときは、記載事項および添付書類について確認し、適正と認めた場合にあっては、書面により開発行為者および関係市町長あて通知する(別記様式第15号、第15号の2 ☞【P.118】【P.119】)とともに、当該届出書の写しを添えて部長に報告するものとし、不備を認めた場合にあっては、これを届出者に速やかに通知し、補正させるものとする。

第14 災害発生届出書の添付書類

- 1 細則第10の2第5項の災害発生届出書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 被災状況を撮影した写真およびこれを示す図面
 - (2) 復旧に関する計画書および図面
- 2 所長等は、同項の災害届出書が提出されたときは、記載事項について現地の確認および検討を行い、必要に応じて当該開発行為者に対して復旧に関する指示を行うものとする。
- 3 所長等は、当該災害の発生について関係市町長へ通知するとともに届出書の写しを添えて部長に報告するものとする。

第15 地位承継届出書の添付書類

- 1 細則第11条第1項の地位承継届出書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 当該開発行為に係る事業の譲渡があったことまたは許可を受けた者について相続もしくは法人の合併があったことを証する書類
 - (2) 開発行為に要する資金及びその調達計画を明らかにした書類
 - (3) その他知事が必要と認め指示する書類
- 2 所長等は、同項の地位継承届書および同条第2項の住所（氏名）移動届書の提出があったときは、記載事項および添付書類の確認を行い、適正と認められた場合にあっては当該届出書の写しを添えてこれを部長に報告するものとし、不備を認めた場合にあってはこれを届出者に速やかに通知しなければならない。

第16 開発行為許可条件の履行状況調査

所長等は第6の2で定める許可条件について、「滋賀県林地開発許可条件履行状況等調査実施要領」（以下、「調査要領」という。）に従い、その履行状況を調査しなければならない。

第17 違反行為者に対する処分等

- 1 所長等は、第16に定める以外の手段で法第10条の3に該当する行為（以下「違反行為」という。）を知ったときは、速やかに事情を調査し、遅滞なく違反行為調査書（別記様式第16号 ☞ 【P.120】）により部長に報告するものとする。
- 2 所長等は、違反行為者に対して、速やかに、違反行為の事実を確認させ、その場で口頭により中止を勧告するとともに、調査要領第7を準用し是正指導を行わなければならない。また、この勧告ならびに是正指導に従わない場合には法第10条の3の規定による命令をしようとしている旨およびこれに対して弁明を行うことができる旨を書面（別記様式第17号、17号の2 【P.121】 ☞ 【P.122】）により通知するものとする。（通知は配達証明郵便により行い、局長等は通知書の写しを保管する。）
- 3 所長等は、違反行為の内容および弁明の内容を検討するとともに当該違反行為に係る森林の周辺における土地利用の状況、当該違反行為に係る森林の有する公益的機能、当該違反行為により森林以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、森林以外の土地になった後の転得者が違反行為を行った者からその実状を知ってその土地を取得したかどうかおよび他の法令による監督処分の対象となるかどうか等を総合的に考慮して、必要な範囲で命ずべき措置の内容を決定するものとする。

この場合において当該違反行為に係る森林が下記に該当する場合は、特段の事情がない限りこれらの命令を行うものとする。

 - (1) 地域森林計画において樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林
 - (2) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林
 - (3) 地域森林計画において、自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林又は特に生活環境保全機能及び保健文化機能を高度に発揮させる必要があるものとして定められている森林
 - (4) 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
 - (5) 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林
- 4 所長等は、当該命ずべき措置の内容を決定したときは、これを書面（別記様式第18号、第19号 ☞ 【P.123】 【P.124】）により違反行為者に命令するとともにその写しを添えて部長に報告するものとする。（命令は、配達証明郵便で行い、所長等は写しを保管する。）
- 5 所長等は、復旧命令を行った者に対して、次の書類を提出させるものとする。
 - (1) 復旧計画書および復旧確約書
 - (2) 違反行為者が、復旧に着手した場合は、復旧工事着手報告書（別記様式第20

号 ☞【P.125】)

- (3) 違反行為者が、必要な措置を完了した場合は出来高図を添えた復旧完了報告書（別記様式第21号 ☞【P.125】）および復旧完了写真
- 6 所長等は、復旧完了報告書の提出があった場合は、第12に準じてこれを確認し、適正に施行されていると認められたときは、報告書の写しを添えて部長に報告するものとする。
- 7 所長等は、違反行為経過書（別記様式第22号 ☞【P.126】）に復旧完了までの経過を記録するものとする。
- 8 所長等は、違反行為処理簿を作成し、これを保管するものとする。この処理簿は、事案ごとに1から7に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとする。

第18 告発等

- 1 所長等は、違反行為者が第17の4の命令に従わないときは、これを部長に報告するものとする。
- 2 1の報告があったときは、部長は当該違反行為者に対して次の措置を取るものとする。この場合、当該開発行為が他の法令等による監督処分に該当するときは、部長は、あらかじめその担当機関と協議し、調整を図るものとする。
 - (1) 刑事訴訟法第239条第2項（昭和23年法律第239号）の規定に基づく告発（別記様式第23号 ☞【P.127】）
 - (2) 行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づく代執行

県要領別表第1 許可申請書添付書類

書類等の名称	留意事項
(1) 林地開発許可申請書	細則様式第1号(当初) ☞【P.85】、第5号(変更) ☞【P.91】 変更申請にあつては、当該変更該当する書類および図面を添付すること。
(2) 位置図	縮尺1/50,000以上の地形図を用い、開発行為に係る森林の位置を明らかにすること。
(3) 写真	開発区域の全体と部分とし、事業区域を明示すること。
(4) 区域図	縮尺1/5,000以上の地形図を用い、開発行為をしようとする森林の区域および開発行為にかかる森林の土地の区域並びにその周辺の状況を明らかにすること。
(5) 現況図(実測図)	原則として縮尺は1/1,000以上とし、凡例を付し次の事項を明示すること。 ① 地形、林況、地物、標高、地番(地番界) ② 開発区域全体の現況・・・森林、農地、宅地、公共施設等 ③ 添付写真の撮影位置および方向
(6) 求積図	縮尺は1/1,000以上とし、事業区域全域を地域森林計画対象森林内の土地とそれ以外の土地とに分け、それぞれを用途(建物敷地、駐車場、造成森林、残置森林等)別に求積するものとする。 なお、面積の算出は三斜法または座標計算とすること。
(7) 公図	開発をしようとする区域及び開発行為に係る区域を凡例を付して明示すること。
(8) 開発行為をしようとする土地の所在場所、権利者の同意の状況に関する書類 隣接土地の所在場所に関する書類	申請日からおおむね6ヶ月以内の土地登記簿謄本を添付すること。(申請後の書類の補正等、申請者の責に帰すべき事由により6ヶ月以上経過したときは、あらためてその時点から6ヶ月以内のものを添付すること。) ・ 開発行為をしようとする土地の一覧表 地番、地目、面積、所有権者およびその他の権利者の住所、氏名ならびにその者の同意の有無 ・ 開発行為をしようとする森林に隣接する土地の一覧表(当該土地との間に幅30m以上の森林が確保されている場合は記入不要) 地番、地目

書類等の名称	留意事項
(9)事業計画書	細則様式第2号 ☞【P.86】
(10)工事工程表	工種別に具体的な工程とすること
(11)土地利用計画平面図	原則として縮尺は1/1,000以上とし、凡例を付し、次の事項を明示すること。 ① 地形、標高 ② 開発行為に係る土地の区域 ③ 切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置 ④ 残置、または造成する森林もしくは緑地の区域 ⑤ 施設または工作物の種類毎に位置規模等 ⑥ 法面の位置、形状 ⑦ 縦・横断測点および測線
(12)縦・横断面図	原則として縮尺は1/1,000以上とする。
(13)緑化計画平面図	原則として縮尺は1/1,000以上とし、凡例を付し、次の事項を明示すること。 ① 地形、標高 ② 開発行為に係る森林の区域 ③ 残置する森林の区域 ④ 造成森林・造成緑地の区分 ⑤ 植栽木の種類、規格、本数/ha
(14)残置森林等面積一覧表	残置森林および造成森林として計画する土地の地番毎の実測面積を一覧表にして添付すること。(ただし、開発行為が一時転用を目的とするものに限っては不要とする。)
(15)法人登記簿謄本	申請者が法人である場合に添付すること。 申請者が法人格のない団体である場合は、代表者の氏名、規約、その他当該団体の組織および運営に関する定めを記載した書類を添付すること。
(16)営業報告書	直近のもの2期分
(17)決算報告書	直近のもの2期分
(18)資金計画書	事業に必要な資金は、すべて自己資金か借入金により賄われる計画であり、かつその調達方法が明らかにされていること。 事業実施に必要な資金を確保することが確実であると判断できる資料(申請日から直近6ヶ月以内の残高証明書または融資予定証明等とし、申請後の書類の補正等、申請者の責に帰すべき事由により6ヶ月以上経過したときは、あらためてその時点から6ヶ月以内の

書類等の種類	留意事項
	<p>ものを添付すること。)</p> <p>なお、金融機関以外の者から融資を受ける場合には融資する者の経営状況並びに申請者との関連を明らかにした書類も添付すること。</p>
(19)他法令の許認可の手続状況	<p>滋賀県土地利用に関する指導要綱に基づく関係行政機関との協議確認書、市町村長との開発協定書および各他法令の許認可申請書等の写しを添付すること。</p>
(20)同意書等	<p>別記様式第1号 土地所有者等権利者同意書 ☞【P. 99】</p> <p>残置森林については、事業者が所有権を取得していない場合は、地権者等から同意を取得する、または地権者等と土地の使用等に関する協定を締結すること。</p>
(21)残置森林等の管理に関する誓約書	<p>細則様式第3号 ☞【P. 89】</p> <p>残置または造成する森林または緑地の地番、面積、管理方法等について記載すること。</p>
(22)周辺の水利用に関する状況説明書	<p>開発する森林を飲用水、かんがい用水等の水源として、依存している地域があるかどうか明記すること。</p> <p>ある場合は、その依存対象人口、戸数、農耕地等を明らかにした説明書を添付すること。</p>
(23)防災施設計画書	<p>別記様式第2号 ☞【P. 100】</p>
(24)防災計画等平面図 ※ 開発中・開発後のものを作成すること。	<p>原則として縮尺は1/1,000以上とし、凡例を付し、次の事項を明示すること。</p> <p>① 地形、標高</p> <p>② 排水施設（排水経路）、貯砂、洪水防止施設等の位置、規模、数量</p>
(25)流域現況図	<p>原則として縮尺は1/50,000以上とし、凡例を付し次の事項を明示すること。</p> <p>① 流域の地形</p> <p>② 土地利用の実態</p> <p>③ 河川の位置、開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることのできない地点。</p>

書類等の名称	留意事項
(26) 流出土砂貯留施設計画面積対象集水区域図	<p>原則として縮尺は1/1, 000以上とし、凡例を付し、次の事項を明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地形、標高 ② 事業区域が関係する集水区域 ③ 工事中、工事後に分割 ④ 貯砂施設、土留工の位置、規模、数量
(27) 流量計算対象集水区域図	<p>原則として縮尺は1/1, 000以上とし、凡例を付し、次の事項を明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地形、標高 ② 事業区域が関係する集水区域 ③ 工事中、工事後に分割 ④ 排水系統 ⑤ 排水施設の位置、規模、数量
(28) 流出土砂貯留施設計画計算書 ※ 開発中・開発後のものを作成すること。	別記様式第3号 ☞【P.101】
(29) 排水施設計画流量計算書 ※ 開発中・開発後のものを作成すること。	別記様式第4号 ☞【P.102】
(30) 設計図書 ① 工事内訳書 ② 設計図 ③ 安定計算書	<p>原則として縮尺は、1/20から1/200までとし、凡例を付し、次の事項を明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 構造各部の仕上がり寸法 ② 材料の種類、寸法 <p>ボーリング等の各種調査の関係図書等</p>
(31) その他必要な書類	知事が必要とする書類
<p>注) 1 申請書正本に添付する(2)の「位置図」および「土地利用計画図」に限り、滋賀県林地開発許可事務要領第7の1に基づく公安委員会への通知に必要な分と同要領第8の1の2に基づき台帳への合綴に必要な分の合わせて3部添付すること。</p> <p>2 申請書および添付書類の大きさは、日本工業規格A列4番とする。</p>	

県要領別表第2 森林審議会に諮問する林地開発許可申請の基準

- 1 新規許可申請
 - (1) 開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上の場合
 - (2) 全体計画がある場合にあっては、その開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上の場合。
- 2 変更許可申請
 - (1) 変更申請に伴い開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上となる場合
- 3 その他知事が必要と認めた場合

県要領別表第3

- 1 必須条件
 - (1) 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
 - (2) 開発行為は、申請書および添付図書の内容に従って行うこと。
 - (3) 開発区域には、行為に先立ち、標柱等によりその区域を明確にしたうえで〇〇森林整備事務所等にその確認を受けると共に、進入部には林地開発標識を設置すること。
 - (4) 県の係員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
 - (5) 開発行為に着手ならびに完了したときは、遅滞なく（7日以内）に知事に届け出ること。また、県の係員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
 - (6) 毎年4月末日、8月末日およびその他知事が特に必要と認めたときは、開発行為の施行状況について知事に報告書（別記様式第9号）を提出すること。
 - (7) 開発行為を中止、または廃止したときは、遅滞なく（中止、または廃止した日から14日以内に）知事に届け出るとともに知事の指示に従い、防災措置を講じるほか県係員が実施結果につき確認を行うときは拒否しないこと。
 - (8) 開発行為に係る土地の権利に異動を生じる場合は、あらかじめ知事に届出ること
 - (9) 開発行為の計画を変更するときは許可の変更申請（届出）を行うこと。
 - (10) 開発行為の途中において、災害等が発生し、あるいは発生する恐れがある場合は、許可条件の変更および追加等を行うことがある。
 - (11) 開発行為の施工中において、災害が発生した場合には、適切な措置を講じると共に遅滞なく知事に届け出ること。
 - (12) 施行にあたっては、調整池、沈砂池等の防災施設の設置を先行し、切土、盛土または捨土は下流に対する安全を確認のうえで行うこと。
- 2 案件に応じた条件
 - (1) 切土、盛土または捨土の工事は、強雨時、台風襲来時、または融雪時にはおこなわないこと。また、強雨時、台風襲来時、または融雪時には施行途中の切土、盛土または捨土等が流出し、または崩壊しないように防止措置を講ずること。
 - (2) 法面上または、法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。
 - (3) 法面の緑化工は〇月末までに施工すること。
 - (4) その他

県要領別表第4

確認調査の方法

1 確認調査の基本的事項

許可行為の完了確認は法第10条の2第2項各号に規定する災害の防止、水の確保および環境の保全の機能を満足しうる状態で造成され得たかの確認を基本とする。

2 量的確認

(1) 基本的確認

- ① 防災等の機能を満足できるものであれば、局部的な寸法、数量の増減は許容できるものとする。
- ② 筋工、柵工等の数量の多い工種は、抽出確認とすることができるものとする。
- ③ 確認する時点に明視できない部分は、写真（寸法表示）等判定することができるものとする。

(2) 具体的方法

工種等	確認の要点
堰堤工類	① 施行目的を達しうる規模であるかの寸法確認を行うものとする。 ② 構造物の安定計算上必要な寸法であるかの確認
土留工類 (護岸工を含)	① 背面土、背面を抑止、安定させるに必要な寸法であるかの確認を行うものとする。 ② 構造物の安定上必要な寸法であるかの確認を行うものとする
水路工類	地表水、暗渠等から誘導された地下水を安全に流水できる断面であるかの確認を行うものとする。
暗渠工類	地下浸透水を地表まで誘導できうる数量であるかの確認を行うものとする。
柵工類 筋工類 法面被覆工類 (含 実播工)	法面安定に必要な数量であるかの確認を行うものとする。
法面勾配	法面安定に必要な勾配であるかの確認を行うものとする。
植栽工	植栽目的にあった数量であるかの確認を行うものとする。
残置森林等	残置目的を達しうる規模であるかの位置、残置幅、残置面積、造成面積等を確認する。

3 質的確認

(1) 基本的考え方

施行管理データ等関係資料の書類による確認とすることができる。ただし、簡易なものについては省略することができる。

- ① 防災等の機能を満足できる強度であれば許容できる。
- ② 数量の多い工種は、抽出確認とすることができる。
- ③ 確認する時点で明視できない部分は、写真で判定できるものとする。

(2) 具体的方法

工 種 類	確 認 の 要 点
堰堤工	堤体破壊が生じない程度の品質確認を行うものとする。
土留工 (含 護岸工)	堤体破壊が生じない程度の品質確認を行うものとする。
水路工類	漏水を最小限度に留めうる措置及び流末処理等の確認を行うものとする。
暗渠工類	地下水を容易に集水し、排水できるようになっているか等の確認を行うものとする。
柵工類	背面堆積土の流出防止の機能を果たしているかを確認するものとする。
筋工類	植生の活着、発芽および生育が可能かどうかの確認を行うものとする。
法面被覆工類	法面の侵食を防止ならびに植生の発芽および生育が可能かどうかの確認をするものとする。
植栽工	活着状況を確認する。

(参考)

林地開発許可（変更）申請書一件書類の編綴順序

1. 林地開発許可申請書
2. 開発事業区域の土地一覧表
3. (変更理由書)
4. (現行許可指令書の写し(森林法にかかるとのみ))
5. (新旧対照表)
6. 位置図(土砂搬出経路図)
7. 事業計画書
8. 工程表
9. 残置森林等の維持管理に関する誓約書
10. 水利計算書 土砂流出量計算書
11. 切・盛土量計算書
12. 工事費明細書
13. 資金証明書(決算書)
14. 法人登記簿謄本、定款
15. 同意書関係
 - (1) 申請地の権利者の使用承諾書
 - (2) 残置森林の権利者の同意書
16. 事業区域土地登記簿謄本
17. 他法令関係
 - (1) 土地利用指導要綱5条1項要件協議確認書の写し((2)が添付されるので、市町の各課のものについては必ずしも必要ではない)
 - (2) 市町長との開発協定書の写し
 - (3) 当該開発行為に必要な他法令の許認可申請書の写し
18. その他(現況写真等)

注 ここに掲げる編綴順序は目安であり、必ずしもこの順序である必要はない。

(6) 滋賀県林地開発許可条件 履行状況等調査実施要領

(平成14年4月1日伺定 最終改正平成21年4月1日)

第1 目的

この要領は、林地開発によって、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第2項各号に定められた災害等が発生することのないようこれを未然に防止することおよび開発行為者に対して災害等防止対策の普及啓発を行うことを目的として法第10条の2第1項の許可および森林の転用に係る第10条の8に基づく届出（以下「林地開発許可等」という。）のあった開発行為について、法第188条の規定に基づく立入り調査を実施して指導監督を行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施時期

当該開発行為に係る森林を所管する森林整備事務所長および西部・南部森林整備事務所高島支所長（以下「所長等」という。）は、原則として6月もしくは10月または3月の年3回、その他知事が必要と認めるときに立入り調査を実施するものとする。

第3 定期調査の対象

6月または10月における立入り調査の対象は、林地開発許可地ならびに開発行為に係る森林の土地の面積が0.9ヘクタール以上の開発地のうち採石法（昭和25年法律第291号）第33条および砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の許可を伴うすべてのものとする。3月の立入り調査はこれ以外のものであって、開発行為に係る森林の土地の面積が5ヘクタール以上のもののうち、特に立入り調査を必要とするものを対象とする。

第4 調査方法

- 1 調査の方法は、法第10条の2第2項各号に該当しないかおよび10条の2第4項の規定に基づき知事が付した条件に違反していないかについて別表第1 ☞【P.45】に基づき調査するものとする。
- 2 調査は、開発行為の内容を現場で確認しながら行うものとする。

第5 調査者

調査は所長等が行うものとし、部長は所長等から要請があったときは、調査に同行しなければならない。

第6 立会

調査に当たっては、開発行為者に対して事前にこれを通知し、現場責任者を立ち会わせるものとする。

第7 是正指導の方法

- 1 所長等は、調査終了後是正を要する事項を認めた際は、開発行為者に対し次の手順により法第10条の2第1項に基づく許可の条件遵守ならびに法第10条の2第2項各号に定められた災害等の未然防止を図るよう是正を指導するものとする。
 - (1) 是正を要する事項滋賀県森林法施行細則第10条前段で定める変更届に該当する範疇の場合。
 - ア 口頭にて違反行為の中止を勧告するとともに必要な是正処置の指示。ただし、この場合であっても法第10条の2第2項各号に該当するおそれがある場合は、下記(2)の手順に従い是正を指導するものとする。
 - (2) (1)以外の場合。
 - ア 是正計画書作成の指示（別記様式第1号 ☞【P.128】）。
 - イ 是正計画書（別記様式第2号 ☞【P.129】）の徴求。
- 2 所長等は、1の指示をしたときは関係市町に通知するとともに、次の書類を添付して部長に報告するものとする。

- (1) 調査復命書または指示書の写し
- (2) 現場写真および撮影位置図

第8 是正完了までの措置

- 1 所長等は、是正工事の進捗状況について定期的に状況調査を行うものとする。
- 2 部長または所長等は是正完了の確認が終了するまでの間、開発行為者に対し当該開発地に係る法第10条の2および滋賀県森林法施行細則第10条に基づく申請についての処分を行わないものとする。

第9 是正工事完了時の取扱

- 1 所長等は、開発行為者に対し是正工事完了報告書（別記様式第3号 ☞【P.130】）の提出を求めるものとする。
- 2 所長等は、法第10条の2第1項に基づく許可の条件遵守ならびに法第10条の2第2項各号に定められた災害等の未然防止について確認調査を行うものとする。
- 3 所長等は、是正工事について適切に完了していると認めた際は、次の書類を添付して関係市町に通知するとともに、部長に報告するものとする。
 - (1) 是正工事完了報告書（写し）
 - (2) 是正措置に係る出来高図
 - (3) 是正措置の完了写真

第10 是正指導に従わない場合の措置

所長等は、開発行為者が第7の1に定める指導に従わない場合は速やかに滋賀県林地開発許可事務要領第17の2に定める法第10条の3の規定による命令をしようとしている旨およびこれに対して弁明を行うことができる旨を書面により通知しなければならない。

別表第 1

林地開発許可条件履行状況等調査の方法

工種等	確認の要点
堰堤工類	① 施行目的を達しうる規模であるかの寸法確認を行うものとする。 ② 構造物の安定計算上必要な寸法であるかの確認
土留工類 (護岸工を含)	① 背面土、背面を抑止、安定させるに必要な寸法であるかの確認を行うものとする。 ② 構造物の安定上必要な寸法であるかの確認を行うものとする
水路工類	地表水、暗渠等から誘導された地下水を安全に流水できる断面であるかの確認を行うものとする。
柵工類 筋工類 法面被覆工類 (含 実播工)	背面堆積土の流出防止の機能を果たしているかを確認するものとする。
法面勾配	法面安定に必要な勾配であるかの確認を行うものとする。
植栽工	植栽目的にあった数量であるかの確認を行うものとする。
残置森林等	残置目的を達しうる規模であるかの位置、残置幅、残置面積、造成面積等を確認する。

(7) 滋賀県林地開発審査基準

(平成14年4月1日伺定)

第1 趣旨

この審査基準は、申請により求められた森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に規定する開発行為の許可の可否を同条第2項及び第3項の規定に従って判断するために必要とされる基準を行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定により定めるものとする。

第2 一般基準

1 立地上の問題

森林法第10条の2に規定する開発行為の許可を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、関係法令の規制状況等を参考に事業計画を作成するものとする。また、事業計画策定にあたって、次に掲げる森林については開発行為を極力回避するよう努めること。

ア 地域森林計画において樹根および表土の保全その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林および更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林

イ 市町村森林整備計画の中で「公益的機能別施業森林の整備に関する事項」における「水土保全林」（森林法施行規則第9条の2第1項ロの森林）の区域のうち伐採方法その他施業の方法を特定する必要があると定められている森林および「森林と人との共生林」（森林法施行規則第9条の2第1項ハの森林）の区域として定められている森林ならびに森林施業共同化重点地区に指定されている森林

ウ 集落の周辺に位置し飲用水の取水が行われている森林、溜池の周辺の森林等局地的な水源かん養機能の高い森林

2 事業の確実性

許可の申請書及び添付との記載事項等が下記の要件を全て満たすこと。

(1) 計画内容の具体性

開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後、遅滞なく開発行為を行うことが明らかであること。

(2) 開発行為に関する同意

ア 原則として、開発行為に係る森林の区域内について、行為の妨げとなる権利（所有権、小作権、地上権、賃借権、質権、（根）抵当権、先取特権等を有する者のほか、土地が保全処分の対象となっている場合には、その保全処分をした者をいう。）を有する全員の同意を得ていること。

イ 上記アについて、全員の同意を許可申請時点で得ることについて合理的理由により困難な場合は、開発行為に係る森林につき、開発行為の妨げとなる権利を有する全ての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることが確実であると認められること。なお、この場合の「3分の2以上」については権利者数割り並びに権利者に係る土地面積割りの両方を満たすことを要す。

ウ 開発行為に係る重要な防災施設が地域森林計画の対象森林以外に設置される計画の際は、当該土地の権原を有する者の同意を得ていること。

(3) 他法令の許認可の状況

ア 事業の実施について他法令等による許認可が必要な場合にあっては、当該許認可等がなされているか、又はそれが確実であることが明らかであること。

イ 立地に係る法令等にあっては、許認可の基準に適合するよう関係部局と十分に協議すること。

(4) 申請者の信用

ア 法人については法人登記・定款等により、当該事業を行うことができること。

イ 貸借対照表上、債務超過の状態となっていないこと。ただし、当該事業に係る資金について予め確保されていると認められる場合は除く。

(5) 申請者の資金力

ア 金融機関による預貯金残高証明、融資証明等により、当該開発行為を行うのに必要な資金力を有していることが明らかであること。また、金融機関以外の融資証明による場合は係る証明者の資力等が十分であること。なお、証明書等は原本による提出を原則とし、やむを得ずその写しによる提出がなされた場合は森林整備事務所等担当者による原本確認済みである旨の印のあるものとする。

イ 資金の調達方法が営業収入等によってまかなわれる場合は、先行して実施される用地費及び防災工事費についての資金証明がなされていること。

3 形質変更面積

(1) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること。

(2) 法・個人人格、時期及び実施場所から一体の計画とみなされる開発行為は、事業区域に含まれていること。なお、計画の一体性については個々の事情により判断するものとするが概ね次に掲げる基準により判断する。

① 搬出道路、沈砂池等を共同で設置していること

② 開発行為の事業者が異なっても代表者が同一人もしくは親会社、子会社の関係にあること、または従前から共同で事業を行っていること。

4 計画の期間等

(1) 計画が大規模なもので長期にわたるものについては、全体計画との関連が明らかであり、その全体計画が林地開発許可の許可基準に適合するものであること。

なお、1ヘクタールを超えない開発行為であっても、全体計画の開発行為が1ヘクタールを超える場合や、1ヘクタールを超えない開発行為を行った後に、引き続き隣接する森林において開発を行い、全体で1ヘクタールを越える際には林地開発許可が必要となる。

(2) 長期にわたる計画にあっては、次のように工期を切って申請されていること。

ア 原則として、許可後5年以内に開発行為が完了する範囲で申請されていること。

イ 岩石の採取の場合は、認可に基づく工期とする。

ウ 砂利の採取の場合は、砂利採取法第16条の認可の期限に関わらず3年程度の全体計画を許可の対象工期とする。

エ その他、土の採取については、原則として砂利又は岩石の採取の場合の工期を越えないものとする。

5 跡地利用計画

(1) 開発行為により森林を一時的に転用する場合は、利用後における現状回復等の事後措置（造林等の実施による森林への復旧）が適切に行われることが明らかであること。

(2) 跡地利用計画が森林及び農地以外のものである場合は、残置又は造成される森林等の割合及び配置が許可基準に適合するものであること。

6 周辺地の生活・産業活動に対する影響

(1) 開発行為により、公共施設等に付替えの必要がある場合には、その施行が明らかであること。また、周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼす恐れがないように適切な配慮がされていること。

(2) 住民の生活環境や自然環境を悪化させる恐れがある場合については、環境保全協定等が地方公共団体と結ばれていること。

7 施設等の管理

(1) 残置又は造成される森林等については、原則として申請者が権原を有し、将来にわたり保全に努めるとともに、その区域が「残置する森林等の管理に関する誓約書」又は地方公共団体との間で維持管理について協定が締結されていることなどにより担保されるものであること。

(2) 開発目的が別荘、住宅、工場団地等において、残置又は造成した森林等については原則分譲されないものとする。やむを得ず開発後分譲される場合であっては、分譲地内の森林等の適正な管理が担保されるものであること。

(3) 開発行為に伴い、新設あるいは改良された道路、水路及び調整池等の管理方法が明確であり、かつ、必要期間担保されるものであること。

第3 災害の防止（森林法第10条の2第2項第1号関係）

1 適用範囲

(1) 住宅等の建築物の建設を前提とした造成事業（以下「宅地造成事業」という。）については、都市計画法第33条第1項第3号及び第7号の基準並びに宅地造成等規制法第9条の基準により行うものとして差し支えない。

(2) 土石の採掘の場合は、原則として岩石及び砂利採取計画認可申請要領の基準によるほか、本基準によること。

(3) その他の事業については、本基準によること。

2 土工量

- (1) 開発行為は、原則として現地形にそって行われること。また、開発行為による土砂の移動量は、必要最小限であることが明らかであること。
- (2) その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められる事業の土工量は、それぞれ次に掲げるとおりであること。
 - ア スキー場の滑走コースに係る切土は原則行わないこととし、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、切土量は、1ヘクタールあたりおおむね1,000立方メートル以下
 - イ ゴルフ場の造成に係る切土量及び盛土量は、それぞれ18ホールあたりおおむね200万立方メートル以下
- (3) 搬出入土を生ずる場合には搬出入先が明記されており適切な処置がなされることが明らかにされていること。

3 切土

(1) 工法等

- ア 切土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること。
- イ 切土を行った後に法面を生ずるときは、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が講ぜられること。
- ウ 次の技術的基準により行っていること。
 - (ア) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されること。
 - (イ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工等を実施されていること。
 - (ウ) 大規模な切土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が起きないように、工事時期、工法等に配慮されていること。
 - (エ) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
 - (オ) 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置を講じていること。
 - (カ) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、杭打ち、その他の措置を講じていること。

(2) 勾配

切土法面の勾配が3-(1)によることが困難か又は適当でない場合で、次のア又はイに該当する場合は擁壁の設置その他法面崩壊防止の措置を講じていること。(図-1、2、3)

- ア 人家、学校、道路等に近接し、かつ、切土法面の勾配が30度より急で高さが2メートルを超える場合。ただし、次の場合は除く。

(ア) 硬岩盤の場合

(イ) 土質が〔表－１〕の土質欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が A 欄の角度以下の場合

(ウ) 土質が〔表－１〕の土質欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が A 欄の角度を超え、B 欄の角度以下のもので、その高さが 5 メートル以下の場合

この場合において、(イ)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(イ)に該当する法面は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

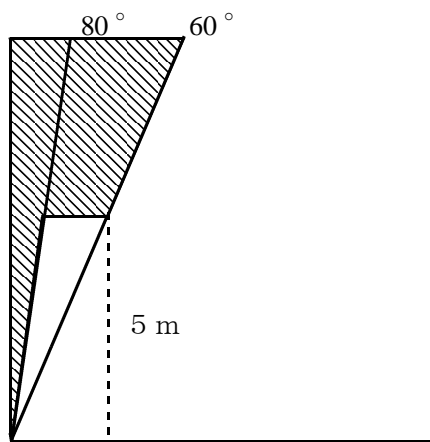
(図－４)

イ 溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合。

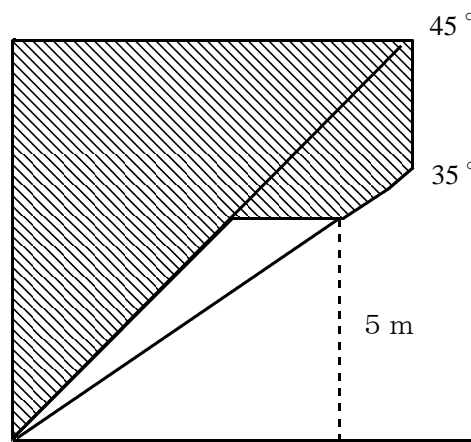
表－１ 切土法面の勾配と擁壁

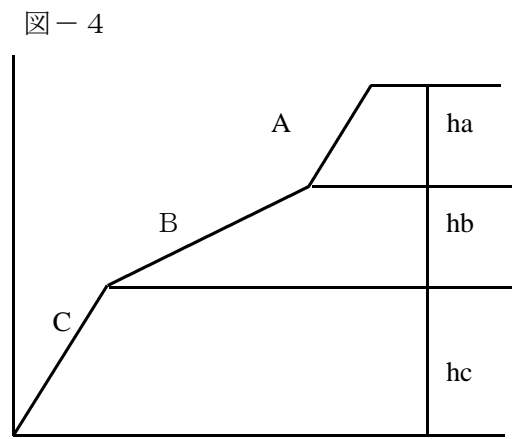
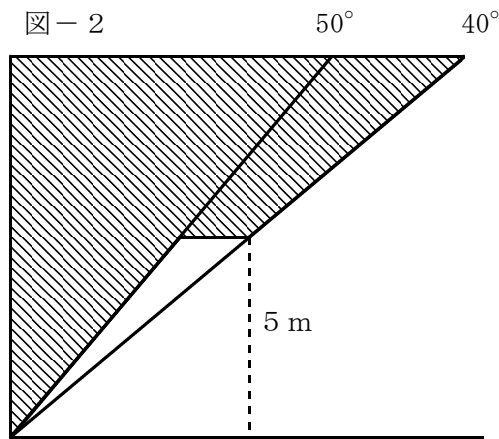
土 質	A	B
	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く) 図-1	60度(約 1 : 0.6)	80度(約 1 : 0.2)
風化の著しい岩 図-2	40度(約 1 : 1.2)	50度(約 1 : 0.9)
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、 その他これに類するもの 図-3	35度(約 1 : 1.5)	45度(約 1 : 1.0)

図－ 1



図－ 3





(3) 法面保護

- ア 切土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられること。
- イ 法面保護は次の技術的基準により行っていること。
 - (ア) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われること。
 - (イ) (ア)の工種は土質、気象条件等を考慮して決定し、適期に施工されること。
 - (ウ) 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁等の措置が講ぜられること。

4 盛土

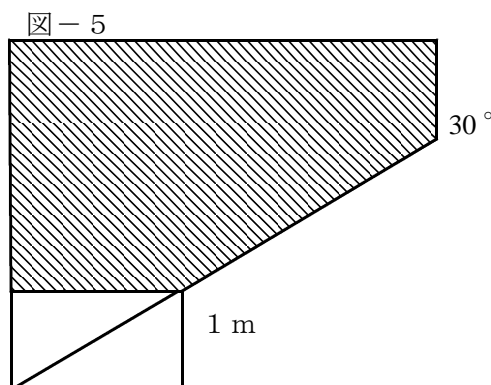
(1) 工法等

- ア 盛土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること。
- イ 盛土を行った後に法面を生ずるときは、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が講ぜられること。
- ウ 次の技術的基準により行っていること。
 - (ア) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めを行うこと。
 - (イ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工等を実施すること。
 - (ウ) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。なお、盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35度以下であること。
 - (エ) 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられること。
 - (オ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられること。

(2) 法面崩壊防止

盛土法面の勾配がウ(ウ)によることが困難か又は適当でない場合で、次に該当する場合は擁壁の設置その他法面崩壊防止の措置を講じていること。

- ア 人家、学校、道路等に近接し、かつ、盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ高さが1メートルを超える場合（図－5）



(3) 法面保護

- ア 盛土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられること。
- イ 法面保護の技術的基準は、切土の場合に準じること。

5 捨土

(1) 工法等

- ア 捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること。
- イ 捨土を行った後に法面を生ずるときは、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が講ぜられること。
- ウ 次の技術的基準により行っていること。
- (ア) 捨土は土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じること。この場合の土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮のうえ選定されていること。
- (イ) 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は盛土に準じて行い、土砂の流出のおそれがないこと。

(2) 法面保護

- ア 捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられること。
- イ 法面保護の技術的基準は、切土の場合に準じること。

6 擁壁

擁壁の構造は次によること。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

- (2) 土圧等によって擁壁が転倒あるいは滑動されないこと。
- (3) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- (4) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

7 えん堤等

- (1) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合は、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等を設置されていること。
- (2) えん堤等の技術的基準は次によること。
 - ア えん堤等の容量は、下記により算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂することができるものであること。
 - (ア) 開発行為の施工期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタールあたり1年間おおむね200～400立方メートルを基準とするが、地形、地質、気象等を考慮のうえ適切に定められたものであること。
 - (イ) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間（概ね3年）に相当量の土砂の流出が想定される場合は、別途積算されていること。
 なお、この積算にあたっては、〔表－2〕を参考としてもよい。
 - イ えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
 - ウ えん堤等の構造は、「治山技術基準」（林野庁長官通達）を満たしていること。

表－2 流出土砂量

地 表 の 状 態	1ヘクタールあたりの流出土砂量 (立方メートル/年)
裸地	200～400
草地	15
建築物・アスファルト舗装	1.5
林地	1

8 排水施設

- (1) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。
- (2) 排水施設の能力及び構造は次の技術的基準によること。
 - ア 断面は次によること。
 - (ア) 計画流量の排水が可能になるよう余裕をみて定められていること。この場合における断面は、計画流量の1.2倍以上の排水が可能であること。
 - (イ) 計画流量の算定は、原則として次によること。
 - a 流量の算定

$$Q = V \cdot A$$
 Q：流量(立方メートル／s)
 V：流速 (m／s)
 A：通水断面 (m²)

b 流速の算定

$$V = \frac{1}{N} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n : 粗度係数(表-3による)

R : 径深 = A / q (m)

q : 潤辺長

I : 水路勾配

表-3 粗度計数

河道の状況	粗度計数	河道の状況	粗度計数
コンクリート管渠	0.015~	コンクリート三面張河道	0.015~
ブロック・石積護岸河道	0.02~0.03	天然護岸河道(直線部)	0.02~0.035
		(湾曲部)	0.04~0.05

雨水流出量の算定

原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

f : 流出計数(表-4による)

r : 設計雨量強度

A : 集水区域面積(ヘクタール)

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

表-4 流出計数

地表状態	浸透能小 (山岳地)	浸透能中 (丘陵地)	浸透能大 (平地)
林地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
草地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
耕地		0.7~0.8	0.5~0.7
裸地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9

- (a) 流出計数 f については「表-4」を用い集水域全体を地表状態の面積により加重平均すること。
- (b) 設計雨量強度は、次の(c)による単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。
- (c) 単位時間は、到達時間を勘案して定めた「表-5」を参考として用いられていること。

表-5

流域面積	単位時間	雨量強度(10年確率)
50ヘクタール以下	10分	126.3 mm/hr
100ヘクタール以下	20分	88.2 mm/h
500ヘクタール以下	30分	71.7 mm/h

(参考) 滋賀県確率降雨強度式：10年確率

$$r = \frac{383.4}{t^{0.5} - 0.1246}$$

9 仮設防災等

(1) 仮設防災

工事の着手は、防災工事から着手することが原則であるが、防災工事施工中においても土砂の流出が見込まれる場合は、仮設沈砂池、柵工等により、区域外への土砂流出防止等を行っていること。

(2) 土石採取等において段階的に防災施設を拡大していく場合においては、形質変更区域の拡大と防災施設の拡大の時期的関係を明らかにされていること。

(3) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置を適切に講じていること。

なお、この場合の技術的細則については、林道必携、道路土工指針等を参考とされていること。

第4 水害の防止（森林法第10条の2第2項第1号の2関係）

1 適用範囲

(1) 宅地造成事業については、原則として都市計画法第33条第1項第3号の基準及び宅地造成等規制法第9条の基準により行っていること。

(2) 土石の採掘の場合は、原則として滋賀県土木交通部砂防課「採石、砂利採取技術の手引き」によるほか、本基準によること。

(3) その他の事業については滋賀県土木交通部河港課「開発に伴う雨水排水計画基準」によるほか、本基準によること。

2 洪水調整池等の設置

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が以下の基準により講じられることが明らかであるとともに、その設置について河川管理者の同意を得ているものであること。

(1) 容量の基準

ア 洪水調節容量は、「開発行為を行う下流のうち30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の増加率が1%以上の範囲の中で、そのピーク流量を流下させることのできない地点」のうち、開発行為による影響を最も強く受ける地点を選定し、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることのできるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。なお、ピーク流量算定は当該地域において適合度の高い算式（適当な算式がない場合はラショナル式とする）を用いられていること。

(a) ピーク流量を流下させることのできない地点の選定

「開発行為を行う下流のうち30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の増加率が1%以上の範囲の中で、そのピーク流量を流下させることのできない地点」の選定に際しては、河川管理者の同意を得ること。

(b) 洪水調整池の直接の排水先が普通河川（河川法適用河川（河川法第3条の1級河川及び2級河川）又は河川法準用河川（河川法第100条により河川法の規定を準用する河川）以外の河川をいう。）であっても、下流部の「30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることのできない地点」が河川法適用河川又は河川法準用河川である場合には、当該河川管理者と協議、調整をすること。

(c) 洪水調整池の容量算出について以下の簡便式によることとするが、貯留追跡計算法（厳密解法）にておこなっても差し支えない。

$$V = \left(r^i - \frac{r^c}{2} \right) \cdot t^i \cdot f \cdot A \cdot \frac{1}{360}$$

V：必要調整容量（立方メートル）

r^i ：任意の継続時間（ t^i ）に対応する降雨強度

r^c ：流下能力に対応する降雨強度

f：開発後の流出計数

A：流域面積

降雨確率は以下のものを用いる。

(イ) 暫定

今後10年以内に河川改修の計画があるか、あるいは一時的（例：土石採取）な開発であるもの。

30年確率

滋賀県確率降雨強度式：30年確率

$$r = \frac{523.7}{t^{0.5} - 0.4547}$$

(ロ) 恒久

50年確率

滋賀県確率降雨強度式：50年確率

$$r = \frac{638.0}{t^{0.5} - 0.3590}$$

イ 流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量を見込むこと。

(2) 余水吐の能力

コンクリートダムにあつては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあつてはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

(3) 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

(4) 洪水調整池の設計

ア 下流狭窄部の調査

- (ア) 下流河川等の狭窄部（3箇所以上）における流下能力を、その地点の断面及び勾配を測定し算出されていること。

$$Q = v \cdot a$$

Q：下流河川等の流下能力（立方メートル/sec）

v：下流河川等の流速（m/sec）[マニング公式で算出すること]

a：下流河川等の断面（㎡）

- (イ) 調査をする範囲は、その地点における開発中及び開発後の30年確率雨量により想定される無調節のピーク流量が、開発前の30年確率雨量により想定される無調節のピーク流量に比較して1%以上増加する範囲とされていること。

なお、それ以外でも、河川等の管理者が必要があると認めた場合は、その範囲の調査も行っていること。

- (ウ) ピーク流量は次式により算出されていること。

$$Q_i = \frac{1}{360} \cdot f_i \cdot r_{30} \cdot A_i$$

Q_i：i地点でのピーク流量

f_i：i地点の集水区域内の開発前若しくは開発中及び開発後の流出係数

r₃₀：i地点での30年確率で想定される降雨強度（mm/hr）

A_i：i地点の集水面積（ヘクタール）

イ 地点の決定

調査結果に基づき、当該開発行為による影響を最も強く受ける地点（以下「当該地点」という。）を決定し、当該地点における許容放流量により洪水調整池を設計されていること。

なお、当該地点の選定にあたっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ること。

ウ 許容放流量

当該選定地点（X）における許容放流量は次式により算定されていること。

$$q_{xpc} = Q_x \frac{a \cdot f}{A_x \cdot F_x}$$

q_{xpc}：X地点における許容放流量（立方メートル/sec）

Q_x：X地点での安全に流下させることのできるピーク流量（立方メートル/sec）

a：洪水調整池の集水区域の面積（ヘクタール）

f：洪水調整池の集水区域の開発前の流出係数

A_x：X地点の集水区域の面積（ヘクタール）

F_x：X地点の集水区域の開発前の流出係数

エ 降雨強度

「許容放流量に対応する降雨強度」は次式により算出されていること。

$$r_c = Q_{rc} \cdot \frac{360}{f \cdot A}$$

r_c : 許容放流量に対応する降雨強度 (mm/hr)

Q_{rc} : 調整池の許容放流量

f : 開発後の流出係数 (0.9)

A : 調整池の集水区域面積 (ヘクタール)

オ 必要容量

必要容量は、算出した調整容量に、当該調整池に流入する土砂の堆砂量を見込んだ容量とすること。なお、この場合、原則として沈降深度を1メートルとること。

カ 放流口

放流口の断面積は以下の算式により算出されていること。

$$S = \frac{Q_{pc}}{C \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot H}}$$

S : 放流口の断面積 (m²)

Q_{pc} : 許容放流量 (立方メートル/sec)

C : 流量係数 (ベルマウスを有するとき : $C = 0.85 \sim 0.9$)

ベルマウスを有しないとき : $C = 0.6$)

g : 重力加速度 (9.8m/sec²)

H : H. W. Lと放流口中心高の高低差 (m)

キ 余水吐

(ア) 100年確率の洪水流量は、次式により算出されていること。

$$Q_{100} = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r_{100} \cdot A$$

Q_{100} : 洪水流量 (立方メートル/sec)

f : 開発後の流出係数 (0.9)

r_{100} : 100年確率の設計降雨強度 (mm/hr)

A : 集水区域面積 (ヘクタール)

(イ) 余水吐の設計上の洪水流量は、次式により算出されていること。

$$Q'_{100} = C' \cdot Q_{100}$$

Q'_{100} : 余水吐の設計上の洪水流量 (立方メートル/sec)

C' : 安全率 (コンクリートダムにあっては $C' = 1.2$ 、フィルムダムにあっては $C' = 1.44$ とされていること。)

Q_{100} : 100年確率の洪水流量 (立方メートル/sec)

(ウ) 余水吐の流量は、次の式により算出することとし、原則として越流水深に余裕高 (0.6メートル以上) を見込んで設計されていること。

$$Q'_{100} = \frac{2}{15} \cdot C \cdot H \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot H} (3B_0 + 2B_1)$$

Q'_{100} : 余水吐の流量 (越流量) (立方メートル/sec)

C : 越流係数 (0.6)

g : 重力加速度 (9.8m/sec²)

h : 越流水深 (m)

B₀ : 余水吐の底長 (m) 2メートル以上とする。

B₁ : 越流水面長 (m)

第5 水の確保（森林法第10条の2第2項第2号関係）

1 代替措置

他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置をすること。

2 水質の悪化防止

周辺における水利用の実態等からみて、土砂の流出による水質の悪化を防止すること。

第6 環境の保全（森林法第10条の2第2項第3号関係）

(1) 森林の割合及び配置

ア 開発行為により森林を一時的に転用する場合にあつては、利用後における現状回復等の事後措置（森林への復旧）が適切に行われていること。

イ 跡地利用計画が道路及び農地以外のものである場合にあつては、開発行為の目的に応じ、表-6に掲げる森林または緑地の残置または造成を行うこと。

なお、表-6に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然条件等に応じ、表-6に準じて適切に措置すること。

ウ 「森林または緑地の残置または造成」とは、森林または緑地を現況のまま保全することを原則とし、（残置森林を原則とし、）やむを得ず一時的に土地の形質を変更する場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

表－6 森林の配置等

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	<ol style="list-style-type: none"> 1 残置森林率はおおむね40パーセント以上とする。 2 森林率はおおむね50パーセント以上とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 残置森林率はおおむね40パーセント以上とする。 2 森林率はおおむね50パーセント以上とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所あたりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
土石等の採掘		<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所あたりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
住宅団地の造成	森林率（緑地を含む）はおおむね20パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所あたりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>

(注)

- 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）その他無立木地、崩壊地、伐採跡地等を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈しないものと見込まれるものは除外する。ただし、住宅地の造成の場合には、これらの土地についても緑地として取り扱っても差し支えない。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。なお、この森林率に算入する造成森林については森林以外の土地に造林する場合も対象として差し支えない。
- 3 「緑地」とは、公園又は広場の緑地、緑地帯、緑道、隣棟間緑地、法面緑地等で、原則として樹木が植栽されている区域をいう。
- 4 開発行為の目的欄の分類は次のとおりとする。
 - (1) ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義の施設をいう。ただし、それ以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合はこれに含める。
 - (2) 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地をいう。
 - (3) 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設をいう。なお、リゾートマンション、コンドミニウム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱う。
 - (4) レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設、ゴルフ練習場（ゴルフ場と一体のものを除く）その他の観光、保養等の用に供する施設をいう。また、企業の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を運用するものとする。
 - (5) 工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設をいうが、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等もこれに含める。

(2) 樹木の植栽

造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する高木性樹木を、〔表－7〕を標準として均等に分布するよう植栽すること。

表－7 植栽本数の標準

植栽時の樹高	植栽本数 (1ヘクタールあたり)	摘要
1メートル	2,000本	住宅団地、宿泊施設の間又はゴルフ場のホール間等で修景効果や保健休養機能の発揮等を併せ期待する場合であって、植栽条件が良好な場合に限り500本。
2メートル	1,500本	
3メートル	1,000本	

(3) 区域区分

ア 1事業区域内に異なる開発目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用する。この場合、残置森林等は区分された区域ごとに配置すること。施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね30メートルの残置森林を配置するものとする。

イ 工場、事業場及び住宅団地の「1箇所あたりの面積」とは、当該施設またはその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

2 周辺地域の保全等

騒音・粉じん・風害等から、周辺地域の保全及び貴重な動植物の保護等の必要がある場合には、森林区域内の適切な箇所に保全区域を設置すること。

3 景観の維持

市街地・主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、法面を極力縮小するとともに、小段間の高さを低くしたり、中段に広めの小段を設け、客土をしたうえで植栽するなど早期緑化に努めること。

附則

この審査基準は、平成14年4月1日より施行する。

この審査基準は、平成17年4月1日より施行する。

(8) 「民有林における開発行為の許可制の適用のない開発行為に係る連絡調整」事務取扱要領

(平成8年4月1日制定 最終改正平成24年1月1日)

第1 趣旨

この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第1項第1号および第3号の規定に基づき、許可制の適用のない開発行為について、「森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律の施行について」（昭和49年10月31日付け49林野企第82号農林事務次官依命通達）の記の第1の5の（4）に基づく連絡調整（以下「連絡調整」という。）を円滑に行い、林地開発許可制度の趣旨に即した開発行為が行われるよう必要な事項を定めるものとする。

第2 連絡調整を要する開発行為

連絡調整は、法第10条の2第1項ただし書第1号および第3号に該当する林地開発行為について行うものとする。

第3 連絡調整事務

連絡調整事務は、調査および調査結果の検討等とし、次により行うものとする。

1 調査

調査は、開発行為をしようとする森林の区域（当該開発行為に係る森林及びその森林に介在し、または隣接して残置することとなる森林または緑地で当該開発行為に係る事業に密接に関係するものをいう。以下「対象森林」という。）等の現況、当該開発行為による影響および対象森林の社会的条件について行う。

2 調査結果の検討等

1の調査結果について、とりまとめおよび検討を行う（別記様式第1号）とともに、開発行為が林地開発許可制度の趣旨に即して行われるよう、必要に応じ、協議者と連絡調整を図るものとする。

第4 調整事項等

1 調整事項

調整は、法第10条の2第2項各号について行い、その結果を書面（別記様式第2号）により記録するものとする。

2 対象森林の選定

開発行為が次に掲げる森林において計画されている場合は、その目的、態様等を勘案の上、極力これらの森林以外の土地に指向されるよう努めるものとする。

- (1) 地域森林計画において樹根および表土の保全その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林
- (2) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林

- (3) 地域森林計画において、自然環境の保全および形成ならびに保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全および形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林または特に生活環境保全機能および保健文化機能を高度に発揮させる必要があるものとして定められている森林
- (4) 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法または林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
- (5) 優良人工造林地またはこれに準ずる天然林
- (6) 市町村森林整備計画において森林施業共同化重点実施地区および要間伐森林に指定されている森林

第5 連絡調整に要する図書類

連絡調整協議に必要な図書は、協議書（別記様式第3号）および別記に示す位置図、区域図、事業計画書（以下「協議図書類」という。）とする。ただし、法第27条第1項の規定に基づく保安林の指定の解除申請を行う必要のある開発行為については、協議書のみで足るものとする。

第6 協議書類の提出先等

- 1 協議者は、全体の事業計画案が確定したとき（ただし全体計画が長期に渡るため、防災計画等の具体的内容を明らかにできないときは、年度毎の事業計画案が確定したときとする。）に、協議図書類を次の区分により該当機関に提出するものとする。

ただし、開発行為に係る森林の所在地を管轄する森林整備事務所および西部・南部森林整備事務所高島支所（以下「事務所等」という。）が二以上となるものにあつては、提出先となる事務所等は、その森林面積の割合の最も大きい事務所等（以下「主たる事務所等」という。）とする。

- (1) 開発行為に係る森林の土地の面積が、40ha未満の場合

当該開発行為に係る森林の所在地を管轄する事務所等の長あて、第5に定める図書類の正本1部を提出するものとする。（この場合、事務所等が二以上となるものにあつては、提出先以外の事務所等数分の副本も併せて提出するものとする。）

- (2) 開発行為に係る森林の土地の面積が、40ha以上の場合

事務所等を経由して知事あて（協議者が琵琶湖環境部（以下「部」という。）以外の県機関にあつては、部長あて）とし、部内の県機関にあつては、森林保全課長（以下「課長」という。）あてとする。）、第5に定める図書類の正本1部と事務所等数分の副本を提出するものとする。

- 2 主たる事務所等の長は、開発行為に係る森林を管轄する他の事務所等の長あて協議書の副本を添えて照会する（別記様式第8号）ものとし、当該事務所等の長は、開発行為に係る森林のうち管轄するものについて第3の2のとりまとめ結果を添えて回答する（別記様式第9号）ものとする。

第7 協議書の副申

第6の1の(2)に係る協議書類を受理した事務所等の長は、協議に係る内容について第3の1の調

査を行い、協議書類を適正と認めたときは、調査結果のとりまとめおよび検討結果を添えて部長に副申する（別記様式第10号）ものとする。

第8 回答書の通知

- 1 事務所等の長は、第4に定める調整を了するに当たって当該開発行為が次の各号に該当する場合はあらかじめ部長と協議するものとする。
 - (1) 保安林の指定解除を要する場合
 - (2) 残置森林に保安林が存在し、かつ開発行為に係る森林の土地の区域と当該残置森林の土地の区域との境界に疑義がある場合
 - (3) 当該開発行為が第2の開発行為に該当するか否か（森林法第10条の2第1項の許可を要するか）不明な場合
 - (4) その他、事務所等の長が特に必要と認めた場合
- 2 知事または部長もしくは事務所等の長は、第4に定める調整を了したときは、遅滞なく協議者に回答する（別記様式第11号）ものとする。この場合、当該開発行為が第6の1の(1)に該当するものにあつては、所轄事務所等の長は第9の台帳（位置図および土地利用計画図を含む。）を添えてその旨部長に報告するものとし、第6の1の(2)に該当するものにあつては、部長は所轄事務所等の長にその旨通知する（別記様式第12号）ものとする。ただし、開発行為に係る森林を管轄する事務所等が二以上となるものにあつては、主たる事務所等の長に通知するものとし、主たる事務所等の長は、第6の2の回答のあった事務所等の長に通知する（別記様式第13号）ものとする。

第9 台帳の作成

- 1 知事または部長もしくは事務所等の長は、第8の通知に係る開発行為について遅滞なく台帳（別記様式第14号）に必要事項を記載するものとする。
- 2 台帳には、通知書の写しおよび位置図ならびに土地利用計画図を合綴するものとする。

第10 伐採届の提出

連絡調整の協議を了した者が、工事に着手する際は、法第10条の8第1項の規定に基づき、伐採を開始する前90日から30日までの間に伐採届出書を市町長に提出しなければならない。

第11 開発行為の変更

1 調整を要する変更

連絡調整の協議を了した者は、その計画内容について、以下の変更が生じた場合は、改めて協議を行うものとする。

- (1) 開発行為の目的を変更しようとするとき
- (2) 開発行為に係る森林の面積が5ha以上のものにあつては、拡大しようとする面積が1haを超えるとき、5ha未満のものにあつては、これを20%以上または5ha以上に拡大しようとするとき

するとき

- (3) 森林率を減じようとするとき
- (4) 沈砂池もしくは調整池を廃止し、またはその容量を縮小しようとするとき
- (5) 排水路の延長を10%以上縮小するか、または排水系統を変更しようとするとき
- (6) 切土、盛土、捨土の数量を10%以上増加しようとするとき
- (7) 開発計画の工区の区分を変更しようとするとき

2 変更協議に要する図書類

協議者は、前項の変更協議を行う場合には、次に掲げる図書類を第6により知事または部長もしくは事務所等の長に提出するものとする。

- (1) 変更協議書（別記様式第15号）
- (2) 当初の協議書に添付した事業計画概要図書に変更に係る事項を朱書で2段書きしたもの
- (3) 変更後の土地利用計画図
- (4) 土地利用計画の新旧対象図

3 変更協議に係る事務処理は、本項に定めるほか、第3から第9までの規程を準用する。

4 伐採届の提出

協議者は、1の変更協議の必要の有無にかかわらず、計画変更に伴い開発行為に係る森林が新たに生じるときは、法第10条の8第1項に基づく伐採届を市町長あて提出するものとする。

(別記) (第5関係)

連絡調整協議書に添付する図書について

1 位置図

位置図は、開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とし、2部提出する。

2 区域図

区域図は、①開発行為をしようとする土地および森林の区域、②開発行為に係る土地および森林の区域、③①の区域を明示するに必要な範囲内において都道府県界、市町界、市町の区域内の町又は大字の境界、ならびに④それらの区域に係る土地の地番及び形状を明示した縮尺5千分の1の図面とする。

3 事業計画概要図書

- (1) 事業計画書 (別記様式第4号)
- (2) 防災施設計画書 (別記様式第5号)
- (3) 流出土砂貯留施設計画計算表 (別記様式第6号)
- (4) 洪水調整池等の検討
- (5) 排水施設計画流量計算書 (別記様式第7号)
- (6) 図面

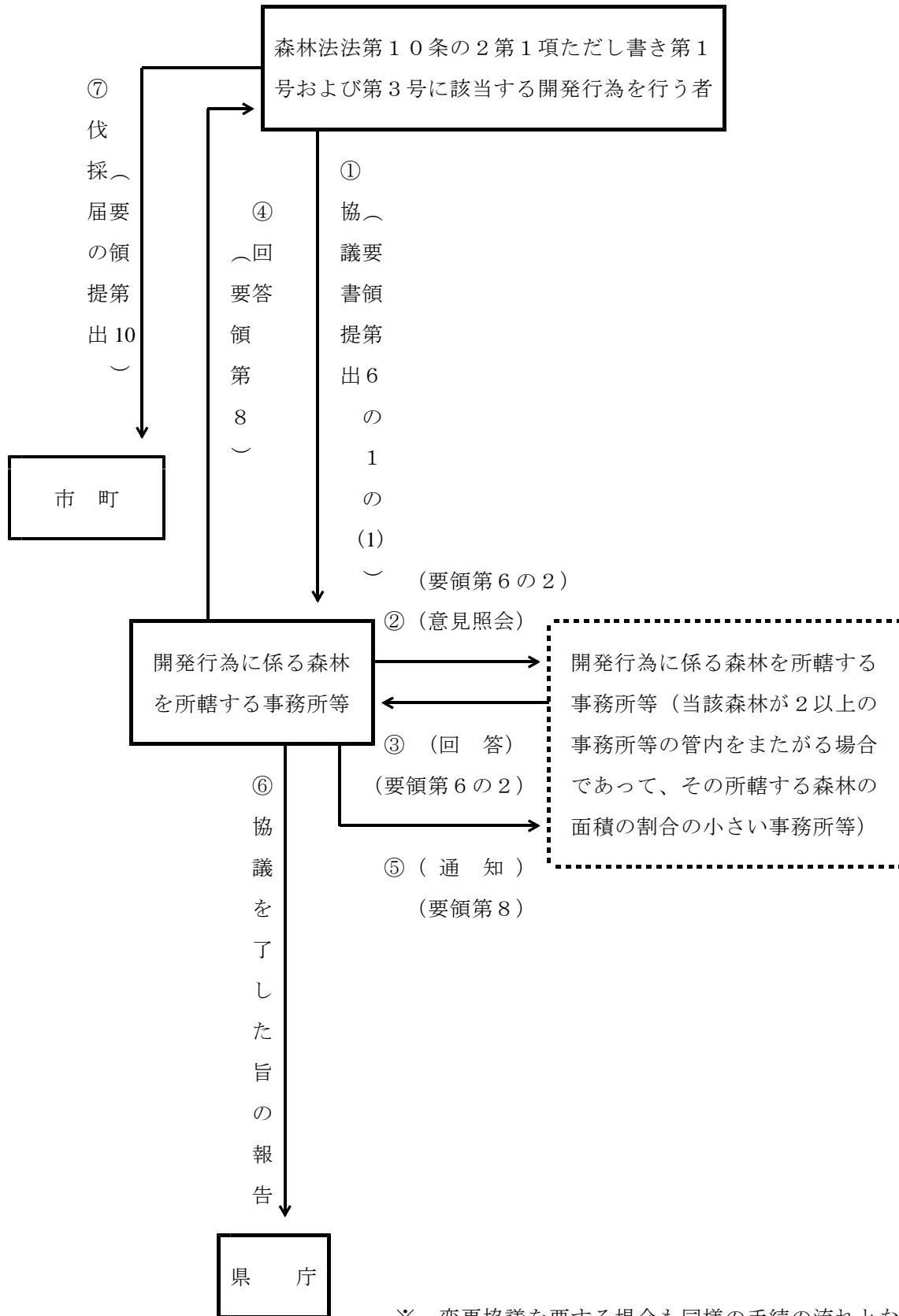
- ① 現況図 (地形、林況、地域森林計画対象森林の区域、開発行為をしようとする土地の周辺の人家または公共施設の位置を示す図面)
- ② 流域現況図 (流域の地形、土地利用の実態、河川の状況 (河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等) 等を示す図面)
- ③ 土地利用計画図 (切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設または工作物の種類毎の位置及び残置しまたは造成する森林または緑地の区域を示す図面とし、2部提出する。)

なお、専ら道路の新設または改築に係るものについては、(3) および (4) を省略することができる。

4 その他

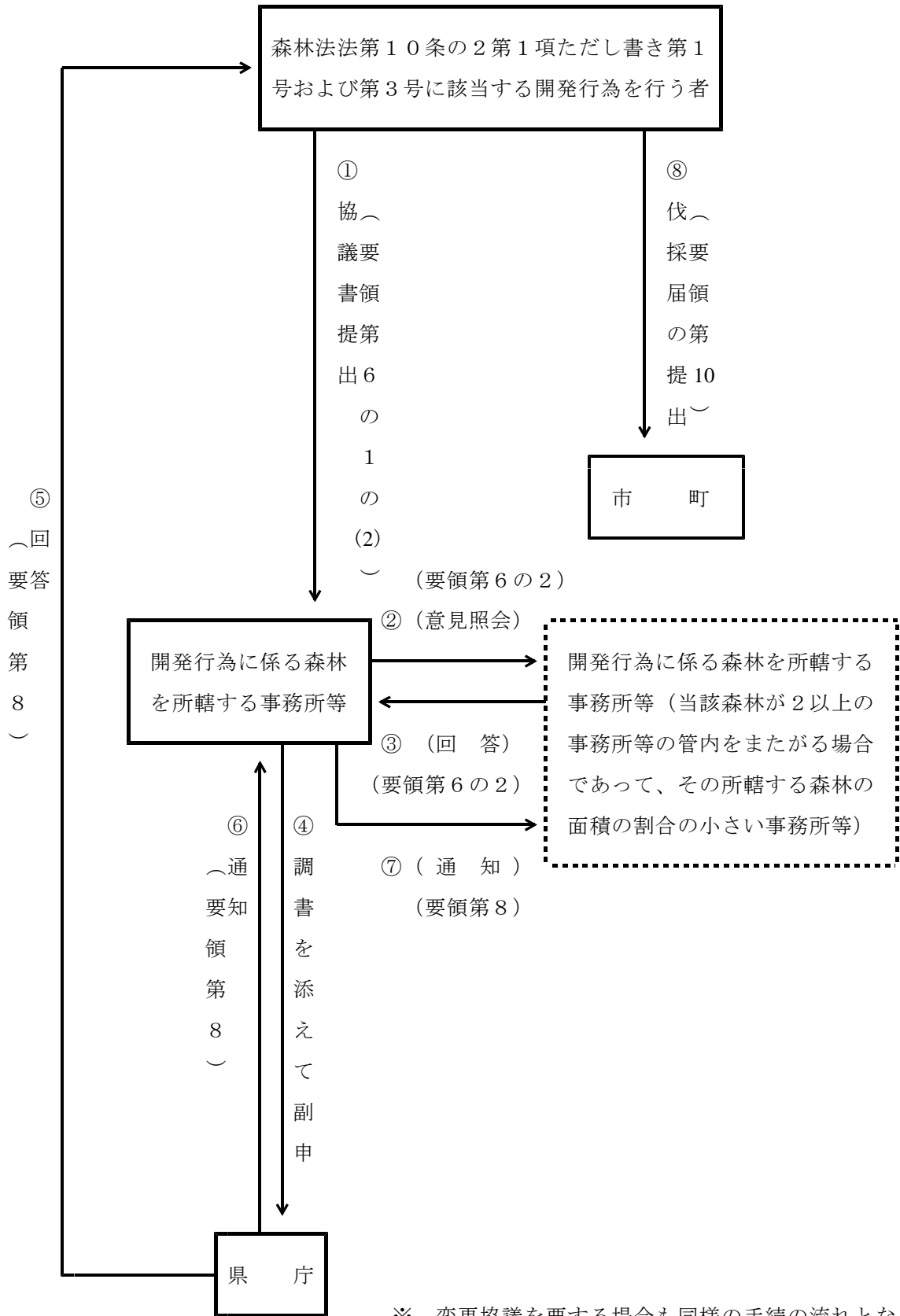
協議をしようとする者が、法人である場合 (特殊法人登記令 (昭和39年政令第28号) 第1条の特種法人を除く。) には当該法人の登記簿の謄本、法人格のない団体である場合には代表者の氏名ならびに規約その他当該団体の組織および運営に関する定めを記載した書類

連絡調整事務処理フローチャート
 (開発行為に係る森林の面積が40ha未満の場合)



※ 変更協議を要する場合も同様の手続の流れとなる。

連絡調整事務処理フローチャート
 (開発行為に係る森林の面積が40ha以上の場合)



※ 変更協議を要する場合も同様の手続の流れとなる。

(9) 国からの技術的助言

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて

平成14年3月29日 13林整治第2396号
農林水産事務次官から各都道府県知事あて
最終改正 平成16年7月1日 16林整治第670号

この度、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定による技術的助言として、別紙のとおり、開発行為の許可制に関する事務の取扱いに係る留意事項が定められ、平成14年4月1日から適用することとされたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

なお、下記の通知は、廃止することとされ、下記の7に掲げる通知の一部が別紙2の新旧対照表（省略）のとおり改正されたので、御留意願いたい。

おって、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願いたい。

以上、命により通知する。

記

- 1 「森林施業の合理化に関する基準の運用について」（昭和43年8月6日付け43林野計第304号農林事務次官依命通知）
- 2 「森林法及び森林組合同併助成法の一部を改正する法律の公布施行について」（昭和49年5月30日付け49林野企第41号農林事務次官依命通知）
- 3 「森林法及び森林組合同併助成法の一部を改正する法律の施行について」（開発行為の許可制及び伐採の届出制関係）（昭和49年10月31日付け49林野企第82号農林事務次官依命通知）
- 4 「森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律の施行について」市町村森林整備計画制度関係（昭和58年10月1日付け58林野計第468号農林水産事務次官依命通知）
- 5 「森林法等の一部を改正する法律の施行について」（森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う森林計画制度の改善等について）（平成3年7月25日付け3林野企第88号農林水産事務次官依命通知）
- 6 「森林法等の一部を改正する法律の施行について」（平成10年11月13日付け10林野企第112号農林水産事務次官依命通知）
- 7 「木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について」（平成8年11月1日付け8林野流第1-05号農林水産事務次官依命通知）

別紙

開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて

第1 森林法第10条の2第1項関係事項

1 開発行為の許可制の対象となる森林

開発行為の許可制の対象となる森林は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林（公有林を含む。）であるが、このうち法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに法第41条の規定により指定され

た保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象外とされている。

2 許可制の対象となる開発行為

都道府県知事の許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である。

- (1) 開発行為の規模は、この許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいう。
- (2) 「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）第2条の3において、「法第10条の2第1項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールとする。」と定められているが、これは森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常の管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。

ア この「土地の面積」は、この許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であつて、道路の新設又は改築にあつても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。

なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又はこの許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。

イ 「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まない。

ウ 「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分を行い、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。

なお、地域森林計画の計画事項である「森林の土地の保全に関する事項」（法第5条第2項第6号）に対応して、「地域森林計画に従つて森林の土地の使用又は収益をすることを旨としなければならない」（法第8条）こととされており、開発行為の許可を要しないものについても森林の土地の適正な利用が確保されるよう周知することが望ましい。

3 許可制の適用のない開発行為

- (1) 「国又は地方公共団体が行なう場合」は、法第10条の2第1項の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第1号）。

なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）附則第12条第1項第1号又は第2号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。）独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第10条の2第1項第1号の国又は地

方公共団体とみなされる。

- (2) 「火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合」は、許可制は適用されない（法第10条の2第1項第2号）。

これは、いわば緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものである。伐採及び伐採後の造林の届出制及び保安林制度のように事後届出制が定められていないのは、政令で定められた規模を超えて非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、都道府県において当然知り得ると考えられるからであるが、必要な応急措置として行われた後において法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生をみることにないように適切な事後措置がとられるように周知することが望ましい。

- (3) 「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合」は許可制は適用されない（法第10条の2第1項第3号）。

この事業は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）第3条に定められたとおりである。

- (4) 許可制の適用のない(1)及び(3)の場合であっても法第10条の2第2項及び第3項の規定の趣旨に沿って開発行為が行われなければならないことは当然であり、国及び国とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をとりつつ、本制度の趣旨に即して行われるように関係行政庁において周知することが望ましい。

都道府県が実施する場合にあつては、都道府県の林務部局と事業実施担当部局との間で連絡調整を密接に行うとともに、都道府県以外の地方公共団体及び地方公共団体とみなされる法人が開発行為を行うに当たっては、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をするよう周知することが望ましい。

また、規則第3条の事業を実施しようとするときにあつても、当該事業を実施しようとする者が、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をするよう周知することが望ましい。

第2 森林法第10条の2第2項及び第3項関係事項

1 許可基準

- (1) 「都道府県知事は、法第10条の2第1項の許可の申請があつた場合において、同条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」ものとされた（法第10条の2第2項）が、これは同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨である。

具体的には、以下のような許可基準が定められている。

ア 「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」（法第10条の2第2項第1号）これは、開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

「その他の災害」としては、土砂の流出又崩壊の原因となる洪水、いつ水のほか、飛砂、落石、なだれ等が考えられる。「当該森林の周辺の地域」と規定されているが、周辺の地域に影響が及ぶことを防止する観点から、開発行為の実施地区内における防災措置についても、審査を行うことが望ましい。

イ 「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」(法第10条の2第2項第1号の2) これは、開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域の土地利用の実態、流域の河川の状況、流域の過去の雨量、流域における過去の水害の発生状況等から水害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

ウ 「当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」(法第10条の2第2項第2号) これは、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源かん養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源のかん養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。

エ 「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」(法第10条の2第3項第3号) これは、開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨である。

(2) 法第10条の2第2項の許可基準の配慮規定として同条第3項において「前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない」旨規定されている。

これは、開発行為を許可基準に照らして審査する場合、災害の防止、水源のかん養及び環境の保全のそれぞれの公益的機能からみて行うことになっているが、これら森林の現に有する公益的機能を判断するに当たっては、これらの機能は、森林として利用されてきたことにより確保されてきたものであって、森林資源の整備充実を通じてより高度に発揮されることになることに留意すべきであるという趣旨である。

2 開発行為の許可基準の運用について

開発行為の許可基準の運用については、別記「開発行為の許可基準の運用について」に準じて行うことが望ましい。

3 許可の審査等

- (1) 開発行為の許可を受けようとする者は、申請書に必要な図面及び書類を添えて、都道府県知事に提出することを要する(規則第2条)が、許可を受けた開発行為について計画変更を行う場合は、再度これと同様の手続を経ることが必要である。
- (2) 都道府県知事は、開発行為の許可の申請があった場合には、原則として現地調査を行うことにより当該開発行為が与える影響を適確に判断することが望ましい。
- (3) 都道府県知事は、許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条件に従って行われているか否かにつき開発行為の施行中において必要に応じ調査を行うとともに、その開

発行行為の完了後において速やかに完了確認を行うことが望ましい。

第3 森林法第10条の2第4項及び第5項関係事項

第10条の2第1項の許可には、条件を付することができることとされた（法第10条の2第4項）が、その内容は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のもので、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものに限られる（法第10条の2第5項）。

条件として付する事項は具体的事案に即して判断されることとなるが、開発行為の施行中において防災等のため適切な措置をとること、当該開発行為を中止し又は廃止する場合に開発行為によって損われた森林の機能を回復するために必要な措置をとること、本制度の適正な施行を確保するために必要な事項を届け出ること等であり、許可に当たって具体的かつ明確に付することが望ましい。

第4 森林法第10条の2第6項関係事項

都道府県知事は、法第10条の2第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならないこととされたが、これは、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすかの技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うためである。

第5 森林法第10条の3関係事項

「森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとき」に監督処分を行うことができることとされたが、これは、違反行為に起因して法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性については、具体的事案に即して判断することが望ましい。

監督処分を行う必要があると認められる場合は、速やかに対処することが必要であり、また「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものであり、復旧に必要な行為の命令に当たっては、命令の内容及び期間を具体的かつ明確に定めて行うことが望ましい。

なお、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法（昭和23年第43号）による代執行ができる。

第6 その他

- 1 本制度の運営に際しては、開発行為の施行に係る事業による土地利用が、地域における公的な各種土地利用計画に即した合理的なものである等地域の健全な発展に支障を及ぼすことのないものとなるように十分配慮することが望ましい。
- 2 開発行為の許可制の対象となる森林は、都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となる民有林（保安林等を除く。）であり、その対象面積は広大なものとなる一方、審査の観点も災害の防止等地域社会にとって極めて重要な事項に関するものであることから、事務の執行体制を整備するとともに、地域住民等関係者に対し、本制度について周知することが望ましい。

(別記)

開発行為の許可基準の運用について

開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。なお、地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（法第5条第2項第4号の3に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林における開発行為は、法第10条の2各号の一に該当する場合が多いと考えられるので、その審査は特に慎重に行うこと。

第1 一般的事項

- 1 次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。
 - (1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。
 - (2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。
 - (3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされてしているか又はそれが確実であることが明らかであること。
 - (4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。
- 2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。
- 3 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- 4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。
- 5 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。
- 6 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされることが明らかであること。
- 7 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。

第2 法第10条の2第2項第1号関係事項

- 1 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最少限度であることが明らかであること。
- 2 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 3 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が2によることが困難である若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 4 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。
- 5 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為

に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

- 6 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。
- 7 下流の流化能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 8 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

第3 法第10条の2第2項第1号の2関係事項

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

第4 法第10条の2第2項第2号関係事項

- 1 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
- 2 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

第5 法第10条の2第2項第3号関係事項

- 1 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。
- 2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。
- 3 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

(10) 県 の 通 知

① 林地開発許可申請のうち砂利採取法第16条の規定に基づく認可を要する事案の取扱について

平成7年5月9日滋森保第405号 森林保全課長から各県事務林業課長、大津林業事務所長 あて

林地開発のうち砂利採取法の認可を要する事案については、従来、同法との調整を図る観点から1年間の採取計画を認可の対象としてきたところですが、3年程度の全体計画をもって申請されるものが多いことから、土木部砂防課と調整した結果、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理に遺漏の無いようお願いいたします。

記

防災施設工事を含めた各年次毎の開発行為の計画が、許可申請書添付の図書により明らかにされているものについては、砂利採取法の採取認可の期間（原則1年間）にかかわらず、申請されている3年程度の全体の計画を許可の対象とする。この場合、開発行為の全体計画が、砂利採取法の認可申請における計画と整合しているか確認すること。

② 林地開発許可申請書に添付する資金証明について

平成8年5月16日滋森保第392号 森林保全課長から各県事務林業課長、大津林業事務所長 あて

このことについて、滋賀県林地開発許可事務取扱要領（平成8年3月21日滋森保第226号）別表第2の（18）の「残高証明書または融資予定証明書」については、今後、下記のとおり取り扱うこととしたので、留意のうえ、申請者の指導方よろしく申し上げます。

記

金融機関等の残高証明書または融資予定証明書については、原本または県事務所担当者による原本確認済みである旨の印のあるものによるものとする。

③ 林地開発許可制度の運用について

〔平成14年3月11日滋森保第182号 森林保全課長から各地域振興局（環境）森林整備課長、大津林業事務所長 あて
最終改正 平成21年4月1日〕

このことについて、既に通知しているとおり平成14年4月1日より新規制定・改正された林地開発許可制度関連の要領等が施行されます。つきましては、下記に留意のうえ適切

な林地開発許可制度の運用を図るようお願いします。

また、林地開発許可制度をめぐる懸案事項が生じた際には、早急に当課あて連絡・相談を行うよう併せてお願いします。

記

1. 許可審査について

(1) 「滋賀県林地開発審査基準」(以下、「審査基準」という。)の適用について

既に通知のとおり、平成14年4月1日受付の申請以降からの適用となりますので留意してください。

(2) 審査基準の運用について

① 審査基準第2「一般基準」

ア. 1「立地上の問題」のイに掲げる市町村森林整備計画との整合性については、当該市町村長への意見照会を審査に代替できるものとします。

イ. 2「事業の確実性」(2)「開発行為に関する同意」で掲げる「3分の2以上」については申請者に対し過大な経済的負担を負わすことを回避する目的の措置であり、許可処分を行った後でも申請者は未同意の土地について何らの私法上の権原を取得するものでなく、同意を得たうえでなければ工事に着手することは出来ないことについて周知徹底を図ってください。

ウ. 2「事業の確実性」(4)「申請者の信用」のイで掲げる債務超過の状態とは、決算書に含まれる貸借対照表上の資本の部における残高が負の金額となっているものを指します。

なお、債務超過の確認については提出される直近2期分の決算書のうち、申請日に近い1期分を確認することとします。

エ. 2「事業の確実性」(5)「申請者の資金力」のアで示す証明書の原本確認について遺漏の無いよう留意してください。

なお、このことについては平成8年5月16日付け滋森保第392号森林保全課長通知において依頼している内容と同一です。

オ. 2「事業の確実性」(5)「申請者の資金力」のイにおける「資金の調達方法が営業収入等でまかなわれる場合」とは土石の採取等の許可申請に係る開発行為そのものが収益源となる場合を念頭としたものであり、その他の場合は原則として開発行為全体に要する費用の資金証明を要することとなります。

② 審査基準第6「環境の保全」

ア. (1)「森林の割合及び配置」のイで定める表-6中にある「原則として」の表現は合理的理由がある場合にやむを得ず適用を除外するという意味であることから、安易な運用は謹んで下さい。

イ. (1)「森林の割合及び配置」のイで定める表-6中にある「おおむね」の表現は従前のおおむね、その2割の許容範囲を示しており、その運用は上記と同様に合理的理由がある場合にやむを得ず条件を緩和するという主旨であることから、安易な運用は謹んで下さい。

(3) 事務処理の迅速化について

「許認可事務の処理日数に関する規定」(昭和55年2月26日滋賀県訓令第2号)において、事務所等の標準事務処理期間が9日間(但し、申請書の不備その他の理由により申請者との照復等に要する日数、休日および市町村長へ意見を照会するのに要する日数を除く。)とされていることを念頭に、迅速な対応・進達を励行してください。

2. 変更届の取扱について

他法令の規制を伴う林地開発行為に対する林地開発変更届を受理する際には、かかる他法令の処理状況に留意し、受理内容の整合性（設計図書、工期等）を図るとともに受理通知の同時処分を励行してください。

なお、主な関係法令の担当部局の連絡先は以下のとおりです。

採石法・砂利採取法等	土木交通部砂防課保全管理担当	(TEL077-528-4190㊟)
都市計画法・宅地造成等規制法等	土木交通部住宅課宅地担当	(TEL077-528-4240㊟)
滋賀県自然環境保全条例等	琵琶湖環境部自然環境保全課自然公園・企画担当	(TEL077-528-3482㊟)

3. 許可条件履行状況の調査（パトロール）について

(1) 定期調査対象地について

林地開発許可許可制度の適用のない0.9ヘクタール以上の面積の開発地についても調査の対象とされたことから、その実施について留意してください。

また、定期調査以外にも随時に調査を励行し林地開発行為の適正な実施について管理・指導をお願いします。

(2) 定期調査実施時の調査票について

現地立入り調査の際に使用するチェックリスト「林地開発許可条件履行状況調査票」を別添【P.82】のとおり作成しましたので活用してください。

4. 違法な開発への対応について

(1) 行政指導について

森林法第10条の2の許可を受けず、または許可の条件に反し、若しくは偽りその他の不正な手段により許可を受けて、開発行為を行う者に対して、迅速かつ柔軟な対応が可能である行政指導により、違反行為の是正を求めることは、当該行為に相手方の協力が得られる状況にある場合には効果的であることから、これを積極的に活用することが望ましいところです。

しかしながら、行政指導は相手方の任意の協力を前提とするものであることから、行政指導を行っても効果が少ないと見込まれる悪質な違反行為に対して、更に行政指導を継続し、法的効果を有する行政処分（監督処分）を行わない結果、違反行為が継続することにより、森林の有する公益的機能に支障を来し、さらには県民の不安の増大を招くといった事態は回避されなければならない、このような事態に陥る可能性のある場合には、躊躇することなく行政処分を行うなど、厳正に対処してください。

(2) 監督処分について

行政指導を継続しても、違法行為の是正が図られない場合には、違反行為者に対して、森林法第10条の3に基づく中止命令・復旧命令（監督処分）を迅速に発出してください。この場合において、監督処分を行うためには、違反行為の事実が客観的に認定されれば足りるものであり、違反行為の認定に直接必要とされない違反行為者の主観的意志が不明であることを理由に行政処分を保留しないよう留意してください。

(3) 関係部局との連携について

違反行為については、森林法以外の法令にも違反している場合があることから、刑法第260条（建造物等破壊および同致死傷）、同法第261条（器物損壊）、同法第262条の2（境界損壊）、廃棄物の

処理及び清掃に関する法律第16条（廃棄物の投棄）、労働安全衛生法第21条（土砂等崩壊の防止）等の規定を踏まえ、他部局等と連携し、遅滞なく対応を行ってください。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用とならない残土の堆積事案に関しては、関係部局との連携により残土発生源に対する指導・協力要請等に努めてください。

林地開発許可条件履行状況調査票					
調査者 職・氏名					㊟
調査年月日	平成 年 月 日	開発行為の期間	平成 年 月 日 平成 年 月 日	許可行為者	
開発行為に係る森林の所在場所		開発行為に係る森林の土地の面積	h a	行為者として調査に立会った者	
番号	調 査 事 項			調 査 結 果	特 記 事 項
1	林地開発許可標識の設置			(適・不適)	
	(1)	滋賀県森林法施行細則で定められた仕様で作成されているか。		(適・不適)	
	(2)	進入口等外部から見やすい位置に設置されているか。		(適・不適)	
	(3)	変更に伴う記載事項の更新がされているか。		(適・不適)	
2	許可(届出)区域の遵守			(適・不適)	
	(1)	開発区域界は標柱等により明示されているか。		(適・不適)	
	(2)	残置森林が転用されていないか。		(適・不適)	
3	残置森林の維持管理			(適・不適)	
	(1)	残置森林を無断で伐採していないか。		(適・不適)	
4	調整池の位置、容量および維持管理			(適・不適)	
	(1)	計画どおりの位置・構造であるか。		(適・不適)	
	(2)	調整能力に支障をおよぼさないよう管理されているか。		(適・不適)	
5	沈砂池等の設置			(適・不適)	
		開発行為の進捗に応じて適切に設置されているか。		(適・不適)	
6	沈砂池の維持管理			(適・不適)	
		土砂は堆積していないか。浚渫が適宜行われているか。		(適・不適)	
7	排水系統の維持管理			(適・不適)	
	(1)	許可申請書どおりの位置・構造であるか。		(適・不適)	
	(2)	排水機能の維持管理は図られているか。		(適・不適)	
8	法面保護			(適・不適)	
	(1)	勾配は基準以下であるか。		(適・不適)	
	(2)	小段の幅は1m以上確保されているか。		(適・不適)	
	(3)	必要に応じて排水施設、擁壁等が設置されているか。		(適・不適)	
9	残土処理等			(適・不適)	
	(1)	残土の搬出先は確保されているか。運搬経路はどうか。		(適・不適)	
	(2)	残土の堆積はないか。		(有・無)	
	(3)	堆積している場合、重機による転圧締め等の措置がほどこされているか。		(適・不適)	
10	緑化の状況			(適・不適)	
	(1)	植栽・種子吹付け等が年次計画どおりに行われているか。		(適・不適)	
	(2)	活着状況はどうか。		(適・不適)	
11	前回指示事項の履行状況			調査結果	特記事項
	(1)	前回指示した事項はないか。		(有・無)	
	(2)	指示事項の内容		/	
	(3)	上記に対する是正状況			(適・不適)
12	届出および報告義務の履行状況			(適・不適)	
	(1)	届出または報告を要する事項はないか。		(有・無)	
	(2)	上記について届出または報告がされているか。		(済・協議中・未済)	
指示事項					

Ⅲ. 様 式

様 式 一 覧 表

1. 滋賀県森林法施行細則

様式第1号	林地開発許可申請書	【P. 85】
様式第2号	事業計画書	【P. 86】
様式第3号	残置森林等の維持管理に関する誓約書	【P. 89】
様式第4号	林地開発許可変更届出書	【P. 90】
様式第5号	林地開発許可変更申請書	【P. 91】
様式第6号	林地開発行為着手（（部分）完了）届出書	【P. 92】
様式第6号の2	林地開発許可標識	【P. 93】
様式第7号	林地開発行為中止（廃止）届出書	【P. 94】
様式第7号の2	林地開発行為再開届出書	【P. 95】
様式第8号	林地開発行為災害発生届出書	【P. 96】
様式第9号	林地開発行為地位承継届出書	【P. 97】
様式第10号	林地開発行為住所（氏名）異動届出書	【P. 98】

2. 滋賀県林地開発許可事務取扱要領

様式第1号	土地所有者等関係権利者同意書	【P. 99】
様式第2号	防災施設計画書	【P. 100】
様式第3号	流出土砂貯留施設計画計算書	【P. 101】
様式第4号	排水施設計画流量計算書	【P. 102】
様式第5号	林地開発許可（計画変更）申請書の補正について	【P. 103】
様式第6号	林地開発許可申請調書に対する意見について	【P. 104】
様式第7号	林地開発許可申請調書	【P. 106】
様式第8号	林地開発許可申請書審査表	【P. 108】
様式第9号	林地開発行為施行状況報告書	【P. 112】
様式第10号	許可指令書	【P. 113】
様式第11号	不許可指令書	【P. 114】
様式第12号	林地開発許可台帳	【P. 115】
様式第13号	計画変更対比表	【P. 116】
様式第14号	出来高数量対比表	【P. 117】
様式第15号	林地開発許可行為の中止（廃止、再開）届出について	【P. 118】
様式第15号の2	林地開発許可行為の中止（廃止、再開）届出について	【P. 119】
様式第16号	違反行為調査書	【P. 120】
様式第17号	無許可の開発行為について	【P. 121】
様式第17号の2	許可条件の違反について	【P. 122】
様式第18号	中止命令	【P. 123】
様式第19号	復旧命令	【P. 124】
様式第20号	復旧工事着手報告書	【P. 125】
様式第21号	復旧工事完了報告書	【P. 125】
様式第22号	違反行為経過書	【P. 126】
様式第23号	告発書	【P. 127】

3. 滋賀県林地開発許可条件履行状況等調査実施要領

様式第1号	是正計画策定指示書	【P. 128】
様式第2号	是正措置計画書	【P. 129】
様式第3号	是正措置結果報告書	【P. 130】

4. 「民有林における開発行為の許可制の適用のない開発行為に係る連絡調整」事務取扱要領

様式第1号	林地開発連絡調整協議調書	【P. 131】
様式第2号	林地開発行為連絡調整表	【P. 133】
様式第3号	林地開発連絡調整協議書	【P. 136】
様式第4号	事業計画概要書	【P. 137】
様式第5号	防災施設計画書	【P. 140】
様式第6号	流出土砂貯留施設計画計算表	【P. 141】
様式第7号	排水施設計画流量計算書	【P. 142】
様式第8号	意見照会書	【P. 143】
様式第9号	意見書	【P. 144】
様式第10号	協議副申書	【P. 145】
様式第11号	協議終了通知	【P. 146】
様式第12号	協議終了通知	【P. 147】
様式第13号	協議終了通知	【P. 147】
様式第14号	林地開発連絡調整台帳	【P. 148】
様式第15号	変更協議書	【P. 149】

県細則様式第 1 号（第 9 条関係）

林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

滋賀県知事

住 所
 法人にあつてはその名称
 氏 名 () ,
 および代表者の氏名
 連絡先

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	市 郡 町 大字 字 地 番
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手 予 定 年 月 日	
開発行為の完了 予 定 年 月 日	
備 考	

- 注 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
 2 備考欄には、開発行為を行うことについて、行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

県細則様式第2号（第9条関係）

第 1 面
事 業 計 画 書

1 開発行為に係る事業 または施設の名称					
2 申請者の住所および氏名					
3 施行予定者の住所 お よ び 氏 名					
4 面 積 (小数第4位まで記載すること。) (A)=(B)+(C) (B)=(b ₁)+(b ₂)		(A)事業区域の面積			ha
		(B)開発行為をしようとする森林の区域の面積			ha
		(b ₁)残置森林の面積			ha
		(b ₂)開発行為に係る森林の土地の面積			ha
		うち造成森林の面積			ha
		(C)その他の面積			ha
		うち造成森林の面積			ha
5 開発行為 をしよう とする森 林の現況	地 況	地 質		降 水 量	
		土 壤		湧水の有無	
		傾 斜		標 高	
	林 況	樹 種		生 育 状 況	
		混交歩合		粗 密 度	
		林 令			
	森林の荒廃状況				
	貴重な文化財				
	貴重な動植物				
	6 森林または緑地の 造 成 方 法				

第 2 面

7 残置する森林の維持管理方法						
8 当該森林の周辺地域における住宅、農地、公園、鉄道、道路その他の施設の状況						
9 当該森林の水源のかん養機能に直接依存する地域の水需用の状況						
10 転用後の用途別面積	用地の 状況 用途	森 林	保 安 林			
		ha	ha	ha	ha	ha
11 事業資金の総額および調達方法	資 金 総 額		調 達 方 法			
			種 類 お よ び 名 称	金 額		
			千円			

第 3 面

12 事業費の内訳 (用地費を含む。)	施設の内容	金額	摘要
		千円	
13 工事の内容	工種	規模・構造	数量
14 他の法令による土地利用の制限	法令の名称	許認可(見込み)年月日	摘要
15 その他参考となるべき事項			

注 1 「10 転用後の用途別面積」の欄中haについては小数第4位まで記入し、用地の状況および用途については適宜項目を設けること。

2 用紙の大きさは、日本工業規A列4番とする。

残置森林等の維持管理に関する誓約書

平成 年 月 日

滋賀県知事

住所
氏名 印

次の残置森林等について下記のとおり維持管理することを誓約します。

開発行為に係る森林の所在場所

開発行為をしようとする区域および面積

別図のとおり m²

残置森林等の区域および面積

別図のとおり m²

主たる防災施設の位置および規模

別図のとおり

記

（残置森林等の保存）

- 1 残置森林等は、他の目的には一切転用いたしません。
（地域森林計画の遵守）
- 2 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。
（造林の実施）
- 3 残置森林等のうち、補植または改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。
（保育の実施）
- 4 残置森林等のうち、造成した森林または緑地については、活着するまでの間散水等の措置を講じます。
その他下刈、つる切り、除伐、間伐および施肥を必要とする箇所については、適切な保育作業を行います。
（立木の伐採）
- 5 残置森林等の立木を伐採する場合は、伐採の理由、伐採箇所、伐採面積をあらかじめ知事に届け出ます。
（維持管理計画書）
- 6 開発行為完了時に残置森林等の維持管理計画書を作成し知事に提出します。なお、計画に変更が生じた場合は、その都度、変更計画書を提出します。
（主たる防災施設の維持管理）
- 7 防災施設については、常にその機能が十分発揮できるよう善良な維持管理をします。
（誓約事項の承継）
- 8 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

注1 残置森林等に関する図面は、5,000分の1程度の図面とし、森林、緑地および主たる防災施設の区分をすること。

2 5の届出には5,000分の1の図面を添付すること。

3 5の届出および6の計画書の様式は定めない。

4 用紙の大きさは、日本工業規A列4番とする。

県細則様式第4号（第10条関係）

林 地 開 発 許 可 変 更 届 出 書

年 月 日

滋賀県知事

住 所

法人にあつてはその名称

氏 名 () ,

および代表者の氏名

連絡先

年 月 日付け滋賀県指令 第 号で許可された林地開発
行為について次のとおり変更したいので届け出ます。

開発行為に係る森林の所在場所			
開 発 行 為 の 目 的			
変更項目	変 更 理 由	数 量 お よ び 事 項	
		変 更 前	変 更 後

- 注 1 添付書類には、当該変更に係る事項を朱書すること。
2 変更届の内容が複雑な場合は、別紙としてよい。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

県細則様式第5号（第10条関係）

林 地 開 発 許 可 変 更 申 請 書

年 月 日

滋賀県知事

住 所
 氏 名 (法人にあつてはその名称) ,
 および代表者の氏名
 連絡先

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について次のとおり変更したいので申請します。

許可年月日および番号	年 月 日 滋賀県指令 第 号
変 更 の 理 由	
変更後の開発行為に係る森林の所在場所	市 郡 大字 町 字 地 番
変更後の開発行為に係る森林の土地の面積	
変 更 の 内 容 (滋賀県森林法施行細則第10条第 号該当)	
完 了 予 定 年 月 日	

- 注 1 林地開発行為の許可書の写しを添付すること。
 2 添付書類には、この変更に係る事項を朱書すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

県細則様式第6号（第10条の2関係）

林地開発
行為着手（（部分）完了）届出書
保安林内作業

年 月 日

滋賀県知事

住所
法人にあつてはその名称
氏名（ ），
および代表者の氏名
連絡先

第10条の2第1項 林地開発
森林法 の規定により許可を受けた 行為について次
第34条第2項 保安林内作業
のとおり着手（完了）したので届け出ます。

許可年月日および番号	年 月 日 滋賀県指令 第 号
開発 行為の目的 作業	
開発 行為に係る 作業 森林の土地の所在場所	
着手年月日	年 月 日
完了（予定）年月日	年 月 日
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

県細則様式第6号の2（第10条の2関係）

林 地 開 発 許 可 標 識	
許可年月日および指令番号	年 月 日 滋賀県指令 第 号
開発行為の予定期間	年 月 日～ 年 月 日
開発行為の目的	
開 発 面 積	
事 業 者	住所または事務所の所在地 (電話番号)
	氏名または名称
工事施行者	住所または事務所の所在地 (電話番号)
	氏名または名称
現場管理者氏名	(電話番号)
開 発 区 域 の 略 図	

注1 標識の大きさは、横（縦）120cm、縦（横）80cm以上とすること。
 2 開発区域の略図は、当該開発の現在の位置、周辺の道路等を含めて記入すること。

県細則様式第7号（第10条の2関係）

林地開発
行為中止（廃止）届出書
保安林内作業

年 月 日

滋賀県知事

住所
法人にあつてはその名称
氏名（ ），
および代表者の氏名
連絡先

第10条の2第1項 林地開発
森林法 の規定により許可を受けた 行為について次
第34条第2項 保安林内作業
のとおり中止（廃止）したので届け出ます。

許可年月日および番号	年 月 日 滋賀県指令 第 号
開発 行為の目的 作業	
開発 行為に係る 作業 森林の土地の所在場所	
中止（廃止）年月日	
中止（廃止）理由	
中止（廃止）後の措置	
備 考	

- 注 1 中止（廃止）時の図面および現況の写真を添付すること。
2 中止（廃止）後の措置については、その計画書および図面を添付すること。
3 中止届にあつては、再着手予定年月日を備考欄に記入すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

県細則様式第7号の2（第10条の2関係）

林地開発
行為再開届出書
保安林内作業

年 月 日

滋賀県知事

住所
氏名（法人にあつてはその名称）
および代表者の氏名
連絡先

第10条の2第1項 林地開発
森林法 の規定により許可を受けた 行為について次
第34条第2項 保安林内作業
のとおり再開するので届け出ます。

許可年月日および番号	年 月 日 滋賀県指令 第 号
開発 行為の目的 作業	
開発 行為に係る 作業 森林の土地の所在場所	
中止年月日	
再開年月日	
再開の理由	
完了予定年月日	

- 注 1 実施工程表を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

県細則様式第 8 号（第10条の 2 関係）

林地開発
行為災害発生届出書
保安林内作業

平成 年 月 日

滋賀県知事

住所
法人にあつてはその名称
氏名（ ），
および代表者の氏名
連絡先

第10条の 2 第 1 項 林地開発
森林法 の規定により許可を受けた 行為に係る区域
第 3 4 条 第 2 項 保安林内作業
において次のとおり災害が発生したので届け出ます。

許可年月日および番号	年 月 日 滋賀県指令 第 号
開発 行為の目的 作業	
開発 行為に係る 作業 森林の土地の所在場所	
災害発生年月日	年 月 日
被災の状況	
復旧の方法	
復旧完了予定年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

県細則様式第9号（第11条関係）

林地開発
行為地位承継届出書
保安林内作業

年 月 日

滋賀県知事

住所
氏名（法人にあつてはその名称
および代表者の氏名）
連絡先

年 月 日付け滋賀県指令 第 号により許可を受けた
林地開発
保安林内作業
行為について次のとおりその地位を承継したので届け出ます。

許可を受けた者の住所 および氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）	
開発 行為の目的 作業	
開発 行為に係る 作業 森林の土地の所在場所	
承継年 月 日	年 月 日
承継の原因	
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

県細則様式第10号（第11条関係）

林地開発
行為住所（氏名）異動届出書
保安林内作業

年 月 日

滋賀県知事

住 所
氏 名 (法人にあつてはその名称) ,
お よ び 代 表 者 の 氏 名
連 絡 先

年 月 日 付 け 滋 賀 県 指 令 第 号 により 許 可 を 受 け た 林 地 開 発
保安林内作業
行為について次のとおり住所（氏名）に異動が生じたので届け出ます。

開 発 行 為 の 目 的 作 業	
開 発 行 為 に 係 る 作 業 森 林 の 土 地 の 所 在 場 所	
新 住 所 (氏 名) (法 人 に あ つ て は 名 称 、 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 ま た は 代 表 者 の 氏 名)	
旧 住 所 (氏 名) (法 人 に あ つ て は 名 称 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 ま た は 代 表 者 の 氏 名)	
異 動 年 月 日	年 月 日
備 考	

- 注 1 異動があつたことを証する書類を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

申 請 者 様

所 属 長

林地開発（計画変更）許可申請書の補正について

平成〇年〇月〇日付けで申請されました林地開発（変更）許可申請書の補正について、内容を審査しましたところ、下記のとおり申請書の補正等が必要です。

よって、一旦申請書を返戻しますので補正のうえ、平成〇年〇月〇日までに提出願います。

※1

※2

なお、上記期限までに必要書類等の提出が困難なときは、事前に連絡願います。提出がないまま長期に渡り放置された場合には、申請を取り下げられたものとして処理することがありますので、念のため申し添えます。

（※1 申請者には事前に知らせておくこと。）

（※2 提出期限は、この通知のおおむね2週間後で設定する。）

連絡先：〇〇森林整備事務所等

担当職員：

T E L

内線

関係市町長 様

滋 賀 県 知 事

林地開発許可申請書に対する意見について

このことについて、下記の者から別添のとおり森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可申請がありましたので、同条第 6 項の規定に基づき別紙による意見を求めます。

記

- 1 許可申請者
- 2 開発行為に係る森林の所在場所
- 3 開発行為の目的
- 4 開発行為に係る森林の土地の面積

県要領様式第7号 林地開発許可申請調書

申請者	住所			
	氏名			
開発行為の目的				
開発行為に係る事業、施設の名称				
開発行為に係る事業の所在場所		市	町大字	字 番地
面積	開発行為をしようとする事業区域の面積		ha	
	開発行為をしようとする森林の区域の面積			
	開発行為に係る森林の土地の面積			
開発行為をしようとする森林面積の用途別内訳	開発後の用途	面積	比率	
		ha	%	
工事期間		着工（年 月 日）完了（年 月 日）		
所要経費	用地費	千円		
	工事費	千円		
	その他	千円		
	計	千円		
開発行為をしようとする森林の現況	地況	地形	地質	
		土壌	傾斜	
		標高		

開発行為をしようとする森林の現	林況	樹種及び混交歩合 林令				
		疎密度 疎・密・中 蓄積 m ³ /ha				
	その他	生育状況上・中・下 下層植生				
周辺地域における住宅、農地道路、公園その他の施設の状況						
当該森林の水源のかん養機能に直接依存する地域の水需用の状況						
周辺地域の自然環境および生活環境の状況						
過去における森林に対する公共投資の状況						
他法令等との関連 (該当を○で囲むこと)	採石法第33条認可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	砂利採取法16条認可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	河川法第20条許可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	宅地造成等規制法第8条第1項許可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	農地法第5条第1項許可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	農振法第15条の15許可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	都市計画法第29条(附則第4項)許可	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	滋賀県自然環境保全条例23条協定締結	要	認可見込み	申請済	申請未済	不要
	その他	法令名および適用条項				
現地調査年月日						
調査者 職 氏 名						

事 項		審 査 結 果	理 由
1	計 画 内 容 の 具 体 性	有 無	
一 般 的 事 項	2 開発行為に係る森林について開発行為の実施に妨げとなる権利を有するものの同意	権利の種類	有（全部 一部） 無
			所有権（全部 一部）
			地上権（全部 一部）
			使用承諾（全部 一部）
			その他（全部 一部）
	3 申請地に係る森林以外の土地について事業の実施に妨げとなる権利を有する者の同意	有（全部 一部） 無	
	4 開発行為又は開発行為に係る事業の実施についての法令等の許認可等	許認可等の要否	要 不要
		関係法令	有 無
		手続状況	許認可済 許認可見込 申請書提出済 未提出
	5 資 金 関 係	有 無	
6 信 用 状 況	有 無		
7 技 術 の 保 有	有 無		
8 開 発 行 為 の 規 模	適 不適		
9 全 体 計 画 と の 関 係	適 不適		
10 一時利用後における事後措置	適 不適		

事 項		審 査 結 果		理 由			
1 一 般 的 事 項	11 周辺地域の森林施業に対する配慮	適	不適				
	12 周辺地域の住民の生活、産業活動に対する配慮	適	不適				
	13 残置又は造成した森林緑地の維持管理	適	不適				
	結 論	適	不適				
2 災 害 の 防 止 ・ 法 第 10 条 の 2 第 1 号 関 係 ・	1 防災施設	計 画 の 有 無		有	無		
		計 画 の 適 否		適	不適		
	2 開発に係る被害の防止対策	開発中の対策	対 策 の 有 無		有	無	
			対 策 の ね ら い		適	不適	
			方法	水の処理	水利計算等	適	不適
					地下排水	適	不適
					表面排水	適	不適
					流末処理	適	不適
			防止	土砂流出	残土処理	適	不適
					法面保護	適	不適
					土砂流出量	適	不適
防止施設	適	不適					
そ の 他		適	不適				

事 項			審 査 結 果		理 由		
2 災害の防止 ・ 法第10条の2第1号関係	2 開発に係る被害の防止対策	開発後の対策	対策の有無		有 無		
			対策のねらい		適 不適		
			方法	水の処理	水利計算等	適 不適	
					地下排水	適 不適	
					表面排水	適 不適	
					流末処理	適 不適	
				土砂流出防止	残土処理	適 不適	
					法面保護	適 不適	
					土砂流出量	適 不適	
					防止施設	適 不適	
			その他		適 不適		
3 開発行為の施工工程			適 不適				
4 結 論			適 不適				
3 水の確保	1 飲料水、かんがい用水等の	貯水池、導水路の設置	適 不適				
		水量確保の必要性	要 不要				
	2 水質の悪化防止	水質悪化防止の必要性	要 不要				
		沈砂池等の設置	適 不適				

事 項		審 査 結 果	理 由
4 環 境 の 保 全	1 残置又は造成する森林の率	適 不適	
	2 残置又は造成する森林の幅、配置	適 不適	
	3 騒音、紛塵の防止および風害防止措置	適 不適	
	4 景観の維持対策の必要性	要 不要	
	5 景観の維持に対する措置	適 不適	
	6 結 論	適 不適	
結 論		適 不適	

滋賀県知事 〇〇 〇〇

住 所
氏 名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の平成〇年〇月〇日現在の施行状況を次のとおり報告します。

許可年月日および許可番号			
森林の所在場所（施行地）			
開発行為の目的			
工 種	設 計 数 量	月現在出来高	進 捗 率
			%
備 考			

注1 施行状況の区分の内訳欄は、伐採工事、土工事、排水工事、法面保護工事、防災工事、その他に分けて、それぞれの設計数量、出来高数量および進捗率を記載すること。

注2 工事記録写真には、写真位置図を必ず添付すること。

県要領様式第 10 号

滋賀県指令〇〇第〇〇〇号

住 所
氏 名

平成〇年〇月〇日付けで申請のあった林地開発行為については、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 の規定に基づき、次の条件を付けて許可する。

平成〇年〇月〇日

滋賀県知事

印

1 許可事項

(1) 開発行為に係る森林の所在場所

(2) 開発行為に係る森林の土地の面積

(3) 開発行為の目的

2 条件

別表 4 開発行為の許可に当たって附する条件による

県要領様式第 1 1 号

滋賀県指令〇〇第〇〇〇号

住 所
氏 名

平成〇年〇月〇日付けで申請のあった林地開発行為については、次の理由により許可することができません。

平成〇年〇月〇日

滋賀県知事

印

許可できない理由

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 2 項第〇号に該当する。

（教示）

この処分について不服があるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

この審査請求書は、正副 2 通提出して下さい。

県要領様式第 1 2 号 林地開発許可台帳

		整理番号	
申請者の住所および氏名			
開発行為に係る森林の所在地			
開発行為の目的			
申請	受付年月日	平成 年 月 日	
	進達年月日	平成 年 月 日	
	事業区域全体の面積	当初	h a 変更 h a
	開発行為をしようとする森林の区域の面積	h a	
	開発行為に係る森林の土地の面積	h a	
	事業予定期間		
許可	事業区域全体の面積	当初	h a 変更 h a
	開発行為をしようとする森林の区域の面積	h a	
	開発行為に係る森林の土地の面積	h a	
	許可年月日、許可番号		
着手届年月日			
許可変更	第一回変更	申請(届出)年月日	
		許可(適合通知)日・番号	
		変更の内容	
	第二回変更	申請(届出)年月日	
		許可(適合通知)日・番号	
		変更の内容	
中止届出年月日		(年 月 日届出)	
再開届年月日		(年 月 日届出)	
廃止届年月日		(年 月 日届出)	
災害発生届年月日		(年 月 日届出)	
地位承継届年月日		(年 月 日届出)	
住所(氏名)異動届出年月		(年 月 日届出)	
完了年月日		(年 月 日届出)	確認 通知 確認者 職・氏名
備考		保安林の指定解除を伴う場合または残置森林が、保安林である場合はその旨を記載すること。	

注 位置図ならびに土地利用計画を合綴すること。

計画変更対比表

項 目	計画変更の有無	変更前…①	変更後…②	増 減
開発行為の目的				
開発行為に係る森林の面積		m ²	m ²	* 5ha以上②-①、5ha未満(②-①)/①
森林率		%	%	* ②-①
沈砂池または調整池		m ³	m ³	* ②-①
排水路の延長		m	m	* ②-①
排水系統				
切土量		m ³	m ³	* (②-①)/①
捨土量		m ³	m ³	* (②-①)/①
盛土量		m ³	m ³	* (②-①)/①
開発計画の工区区分				

注 1 変更前の数量は当初（変更）許可内容を記載すること。従って、当初（変更）許可以降の変更届による計画変更の数値等は含めないこと。

開 発 行 為 者 様

滋 賀 県 知 事

林地開発許可行為の中止（廃止、再開）届出について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった中止（廃止、再開）届出書については承知したので通知します。

記

開 発 許 可 番 号 ・ 日 付	平成 年 月 日付け	滋賀県指令第 号
森 林 の 所 在 場 所	郡 市	町大字 字 番ほか 筆
開 発 行 為 者 の 住 所 ・ 氏 名	住 所	
	氏 名	
開 発 行 為 の 目 的		
中 止 （ 廃 止 、 再 開 ） 年 月 日		

市 町 長 様

所 長 等

林地開発許可行為の中止（廃止、再開）届出について

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で意見提出のあった下記の林地開発行為について、別添（写）のとおり中止（廃止、再開）されたので了知願いたく通知します。

記

開 発 許 可 番 号 ・ 日 付	平成 年 月 日 付け 滋 賀 県 指 令 第 号
森 林 の 所 在 場 所	郡 市 町 大 字 字 番 ほか 筆
開 発 行 為 者 の 住 所 ・ 氏 名	住 所
	氏 名
開 発 行 為 の 目 的	
中 止（ 廃 止、 再 開） 年 月 日	

違反行為調査書

違反行為の場所		(面積 m ²)	
違反行為を知るに至った経緯	通報等の年月日		
	通報者氏名・住所		
	通報等の概要		
違反行為等の内容および現地調査結果	調査者等	現地調査実施年月日	
		現地調査者の職、氏名	
		立会者の職、氏名	
	違反行為等の内容	目的、規模	
		違反行為等の着手年月日	
		違反行為者等の住所氏名	
		施工者の住所、氏名	
	調査結果等	違反行為等の内容及び現況	
		違反行為者等の申立て	
	付近におよぼす影響の有無		
他の法令との関係			
発生に伴って取った措置			

(注) 現況図・写真を添付のこと。

滋 〇 〇 第 〇 〇 〇 号
平成〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇 様

所 長 等

無許可の開発行為について

あなたが〇〇市（郡）〇〇町大字〇〇地先で行っている林地開発行為は 森林法第10条の2第1項の規定に基づき許可を受けなければならないものであり、直ちに工事を中止して下さい。

なお、この勧告に従わない場合には同法第10条の3の規定による処分（命令）をする方針です。

これに対して意見があるときは、書面により弁明することができますので、下記により書面を持参のうえ来所願います。

記

1. 許可を受けなければならない理由

2. 場 所
来所願う
日 時

（参考）

（開発行為の許可）

森林法第10条の2本文 地域森林計画の対象となっている民有林（第25条の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（監督処分）

森林法第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

様式第 17 号の 2 (許可条件違反の場合)

滋 ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号
平成 ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

様

所 長 等

許可条件の違反について

あなたが ○ ○ 市 (郡) ○ ○ 町大字 ○ ○ 地先で行っている林地開発行為は森林法第 10 条の 2 第 4 項の規定により平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日付滋賀県指令 ○ ○ 第 ○ ○ 号の許可に附した条件に違反していますので、直ちに工事を中止して下さい。

なお、この勧告に従わない場合には同法第 10 条の 3 の規定による処分 (命令) をする方針です。

これに対して意見があるときは、書面により弁明することができますので、下記により書面を持参のうえ来所願 います。

記

1. 条件に違反している内容 (具体的に記載すること。)

2. 場 所
来所願う
日 時

(参考)

(開発行為の許可)

森林法第 10 条の 2 本文 地域森林計画の対象となっている民有林 (第 25 条の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号) 第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。) において開発行為 (土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。) をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

(監督処分)

森林法第 10 条の 3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第 4 項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第 1 項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

中 止 命 令

滋賀県指令第〇〇〇号

住 所

氏 名

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3の規定により、下記のとおり開発行為の中止を命ずる。

平成〇年〇月〇日

滋賀県知事名

記

1. 命令にかかる土地の所在場所

市 町 番地
県 郡

2. 命令の内容

森林における開発行為の中止

3. 理由（（1）、（2）のどちらかの理由とすること。）

（1） 森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けなければならない行為であるが、許可を受けずに開発行為を行っているため。

（2） 森林法第10条の2第4項の規定により滋賀県指令第〇〇号の許可に付した条件に違反しており、同条第2項第 号に該当すると認められるため。

（教示）

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に滋賀県知事に審査審査請求することができます。

この審査請求書は、正副2通提出して下さい。

- （注） 1 理由（1）の場合は無許可開発の場合である。
2 理由（2）の場合は許可に付した条件違反の場合である。
3 条件違反の場合は具体的に内容を記載すること。

復 旧 命 令

滋賀県指令第〇〇〇号

住 所

氏 名

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 3 の規定により、開発行為に対する復旧に必要な下記の工事の施行を命ずる。

（なお、平成〇年〇月〇日付け滋賀県指令第〇〇号で命じた中止命令については、復旧命令にかかるとものに限りこれを解除する。）

平成〇年〇月〇日

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事名

記

- 1 施行を命ずる工事の場所
県 市（郡） 町 大字 字 番地

上記土地において別に送付する位置図に示す位置

- 2 施行を命じる工事
（1）工 種 数 量
（2）工 種 数 量
・
・

上記の工事を別に送付する工事仕様書に従って施行すること。

- 3 履行期限

- 4 工事が完了したときは 事務所長等に報告して完了検査を受けること。

- 5 理 由
森林法第 10 条の 2 第 2 項第 号に該当すると認められるため。

- 6 命令にかかると工事に着手したときは、遅滞なく着手届を、また工事を完了したときは完了報告書を提出すること。

（教示）

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に滋賀県知事に審査請求することができます。

この審査請求書は、正副 2 通提出して下さい。

復旧工事着手報告書

平成○年○月○日

所長等

住所
行為者
氏名

平成○年○月○日に復旧計画書を提出しました復旧工事について、下記のとおり着手したので報告します。

記

- (1) 復旧着手年月日
- (2) 復旧行為の所在場所
- (3) 復旧の内容
- (4) 工程表

復旧工事完了報告書

平成○年○月○日

所長等

住所
行為者
氏名

平成○年○月○日に復旧計画書を提出しました復旧工事について、下記のとおり完了したので報告します。

記

- (1) 復旧完了年月日
- (2) 復旧行為の所在場所
- (3) 復旧の内容

(注) 出来高図および完了写真を添付のこと。

告 発 書

滋 〇 〇 第 〇 〇 〇 号
平成〇年〇〇月〇〇日

滋賀県警察本部生活安全部長 様
(地元警察署長)

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 氏 名 印

告 発 状

下記の被告発人は、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）に違反している事実が認められるので、刑事訴訟法第 2 3 9 号第 2 項の規定に基づき告発する。

記

1. 被告発人（法人）
住所
氏名
2. 犯罪となるべき事実の行われている場所および面積
(1) 無許可による開発行為の行われている場所
市（郡） 町 大字 字 地番
面積 ヘクタール
- (2) 中止命令に違反して開発行為が行われた場所および面積
市（郡） 町 大字 字 地番
面積 ヘクタール
3. 違法行為の経過および措置
4. 告発する法令違反の事実
5. 罪名及び罰条
① 罪名
1 森林法 1 0 条の 2 第 1 項違反
2 森林法 1 0 条の 3 違反
② 罰条
1 森林法 2 0 6 条第 1 号
2 森林法 2 0 6 条第 2 号
6. 証拠資料（特に写真）

開 発 行 為 者 様

所 長 等

林 地 開 発 許 可 条 件 履 行 状 況 等 調 査 の 結 果 に つ い て

平成○年○月○日 下記の開発行為について調査した結果、次のとおり是正を要すると認められるので、あらかじめ具体的な是正措置の方法について当職と協議のうえ、別紙1により平成○年○月○日までに是正計画を報告されるよう指示します。

追って、是正措置が完了次第速やかに別紙2により報告されるよう併せて指示します。

なお、この指示に従わない場合は森林法第10条の3の規定に基づく監督処分を行うことがありますので、念のため申し添えます。

記

- 1 調査者
- 2 開発行為に係る森林の所在場所
- 3 是正すべき事項
- 4 是正措置を完了すべき期限 平成○年○月○日まで

(参考)

(監督処分)

森林法第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

平成〇年〇〇月〇〇日

所 長 等

開発行為者 住 所
氏 名 ④
T E L

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号により指示のあった事項については、下記のとおり是正措置を講ずる計画を提出します。

記

- 1 開発行為に係る森林の所在場所
- 2 顛末書
- 3 是正計画の内容
- 4 是正措置の完了予定日
- 5 添付書類

是正計画を示す図面

工 程 表

所 長 等

開発行為者 住 所
氏 名 ④
T E L

平成○年○月○日付け○○第○○○号により指示のあった事項については、下記のとおり是正措置を講じましたので報告します。

記

- 1 開発行為に係る森林の所在場所
- 2 是 正 措 置 の 内 容
- 3 是 正 措 置 の 完 了 日
- 4 添付書類
 是正措置に係る出来高図
 是正措置の完了写真

林地開発連絡調整協議調書

1. 協議者	氏 名						
	住 所						
2. 開 発 行 為 の 目 的							
3. 開発行為に係る事業または施設の名称							
4. 開 発 行 為 の 場 所							
5. 面積	開発しようとする面積	全体	h a	森林	h a		
	開発行為に係る面積	全体	h a	森林	h a		
6. 残 置 す る 森 林 の 面 積			h a	残置森林率		%	
7. 造成する森林または緑地の面積			h a (うち緑地	h a)	森林率		%
8. 開発しようとする土地の現況		地況	(地形、地質、気候および河川の状況等を記入)				
		林況	(樹種、林令、生育状況および下層植生等を記入)				
9. 機能の高い森林の有無		林地の保全に留意すべき森林					
		水源としての依存度の高い森林					
		保健休養のための特定林分					

10 森 林 機 能 別 影 響	(1) 防災機能から見た影響	
	(2) 水害防止機能から見た影響	
	(3) 水源かん養機能から見た影響	
	(4) 環境保全機能から見た影響	
	(5) 周辺の森林施業に及ぼす影響	
11. 許認可等を要する他の法令の状況	(適用法令とその条項および手続の状況を記入すること。ただし、国または県が行う開発行為については記入不要)	
12. その他の事項		
調 査 者	職・氏名	

林地開発行為連絡調整表

第 1 面

調整事項			調整結果	理由		
1 （法第10条の2第2項第1号・1号の2関係） 災害の防止	1 防災施設	計画の有無		有 無		
		計画の適否		適 不適		
	2 開発に係る被害の防止対策	開発中の対策	対策の有無		有 無	
			対策のねらい		適 不適	
		方法	水の処理	水利計算等	適 不適	
				地下排水	適 不適	
				表面排水	適 不適	
				流末処理	適 不適	
		土砂流出防止	残土処理	適 不適		
			法面保護	適 不適		
土砂流出量	適 不適					
防止施設	適 不適					
その他		適 不適				

調 整 事 項				調 整 結 果		理 由		
1 災 害 の 防 止 (法 第 10 条 の 2 第 2 項 第 1 号 ・ 1 号 の 2 関 係)	2 開 発 に 係 る 被 害 の 防 止 対 策	開 発 後 の 対 策	対 策 の 有 無		有	無		
			対 策 の ね ら い		適	不 適		
			方法	水 の 処 理	水 利 計 算 等	適	不 適	
					地 下 排 水	適	不 適	
					表 面 排 水	適	不 適	
					流 末 処 理	適	不 適	
			防止	土 砂 流 出	残 土 処 理	適	不 適	
					法 面 保 護	適	不 適	
					土 砂 流 出 量	適	不 適	
					防 止 施 設	適	不 適	
	そ の 他		適	不 適				
	3	開 発 行 為 の 施 工 工 程		適	不 適			
結 論		適	不 適					

第 3 面

調 整 事 項			調 整 結 果	理 由
2 第 (法 水 項 第 の 第 10 確 保 2 保 号 の 関 係) 2	1 飲料水 かんが い用水 等の影 響	貯水池、導水路の設置	適 不適	
		水量確保の必要性	要 不要	
	2 水質の 悪化防 止	水質悪化防止の必要性	要 不要	
		沈砂池等の設置	適 不適	
	結 論		適 不適	
3 環 第 (法 境 2 項 の 第 10 保 第 3 全 条 の 号 の 関 係) 2	1 残置又は造成する森林の率		適 不適	
	2 残置又は造成する森林の幅、配置		適 不適	
	3 騒音、粉塵の防止及び風害防止措置		適 不適	
	4 景観の維持対策の必要性		要 不要	
	5 景観の維持に対する措置		適 不適	
	結 論		適 不適	
結 論			適 不適	

(連絡調整 様式第3号) (第5関係)

平成〇年〇〇月〇〇日

所 轄 所 長 等
(滋賀県知事または琵琶湖環境部長もしくは森林保全課長)

協議者 住 所
氏 名 (法人にあってはその名称) 印
および代表者の氏名
連絡先

林地開発行為に係る連絡調整について (協議)

このことについて、次のとおり開発行為をしたいので、協議します。

1. 開発行為に係る 森林の所在場所	市 町	大字 (町)	字	地 番
2. 開発行為に係る 土地の面積	(1) 対 象 区 域 全 体 の 面 積			h a
	(2) (1) の 内 森 林 の 面 積			h a
	(3) (2) の 内 開 発 行 為 に 係 る 面 積			h a
3. 開発行為の目的				
4. 開発行為の着手 予定年月日	年 月 日			
5. 開発行為の完了 予定年月日	年 月 日			
6. 開発行為を行うに 当たって必要とする 許認可	適用法令と条項	手 続 の 状 況		
		①協議中 ②申請済 ③許認可済 (年 月 日) (年 月 日)		

注意事項

- ・ 1の所在地番が記入しきれない場合は代表地番外何筆と記載し、別紙に一覧表を作成すること。
- ・ 2の面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数点以下第2位(第3位四捨五入)まで記載すること。
- ・ 3の手続きの状況欄は該当する番号を○で囲み、その日付けを記入すること。
- ・ 開発行為を国または県が行う場合にあっては、6は記入不要
- ・ 提出部数は、次の区分によること。
 - (1) 開発行為に係る森林の土地の面積が、40ha未満の場合
正本1部のみ。ただし、開発行為に係る森林の所在する土地が二以上の事務所等の所轄にまたがるものにあつては、提出先以外の事務所等数分の副本も併せて提出すること。
 - (2) 開発行為に係る森林の土地の面積が、40ha以上の場合
正本1部と開発行為に係る森林の所在地を所轄する事務所等数分の副本を提出すること。

(連絡調整 様式第4号) (要領第5関係)

事業計画概要書

第 1 面

計画対象区域の場所	市 郡 町大字 字 番					
計 画 の 方 針	事業または施設の名称					
	基 本 方 針					
開発行為に係る事業の 全体計画の概要および 期別計画の概要						
開 発 事 業 区 域 の 現 況	区 分	山 林	農 地	宅 地	その他	計
	面 積 (ha)					
	比 率 (%)					
	林況および地況	<p style="text-align: center;">(林況は樹種、林令、生育状況、下層植生等を記入。 地況は地形(標高、傾斜方向、勾配等)、地質、降 水量、湧水・溪流および河川の状況等を記入のこと)</p>				

第 2 面

土地の 利用 計画	開発前	地域森林計画	その他 (ha)	計 (ha)	比率 (%)
	開発後	対象森林 (ha)			
	○ ○ ○ ○ ○				
	○ ○ ○ ○ ○				
	○ ○ ○ ○ ○				
	○ ○ ○ ○ ○				
	○ ○ ○ ○ ○				
	造成森林				
	小計				
	残置森林				
	計				
	残置森林率				
森林率					
施設 の 概要	種類	数量	摘要		

第 3 面

土 工 量 等	切土量	m ³	盛土量	m ³	残土量	m ³
	残土等の処分方法					
緑 化 計 画	土 壤 条 件					
	植 栽 樹 種					
	樹 高					
	本 数 (本/ha)					
一時的利用の場合 の現状回復の方法						
残置または造成する森林（緑地）の維持管理に関する計画	事業完成後の土地の権利等	森 林	-----			
		緑 地				
維持管理の方法		森 林	-----			
		緑 地				

防 災 施 設 計 画 書

法 面 保 護	最 大 法 高	切 土	m	勾配	:
		盛 土	m	勾配	:
	法面保護の方法				
主要構造物等	(調整池、沈砂池、えん堤工、土留工等主要防災施設の規模、数量、形式等を記入)				
洪水調節池等の検討	集水区域面積	h a			
	計画降雨確率年	年確率			
	平均降雨強度	mm/hr			
	流出係数	開発前	開発後		
	流出量	開発前	開発後		
排水施設計画	開発中	降雨強度	mm/hr		
		流出係数	林地	草地	耕地
	開発後	降雨強度	mm/hr		
		流出係数	林地	草地	耕地
土砂流出防止対策	造成中	土砂流出量	$m^3/ha/年$	\times	年 \times ha = m^3
		施設の容量	m^3		
	造成後	土砂流出量	$m^3/ha/年$	\times	年 \times ha = m^3
		施設の容量	m^3		

(連絡調整 様式第 8 号) (第 6 関係)

滋 ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号
平成 ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ ○ 事 務 所 長 等 様

△ △ △ 事 務 所 長 等

林地開発連絡調整協議に対する意見について (照会)

平成 ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 付 け ○ ○ 号 で 下 記 の 者 か ら 別 添 の と お り 協 議 が あ り ま し た の で、 当 該 開 発 行 為 に 係 る 森 林 の う ち 貴 所 轄 に 係 る 森 林 に つ い て 「 民 有 林 に お け る 開 発 行 為 の 許 可 制 の 適 用 の な い 開 発 行 為 に 係 る 連 絡 調 整 」 事 務 取 扱 要 領 第 6 に 基 づ き、 別 紙 に よ り 回 答 願 い ま す。

記

- 1 協議者
- 2 開発行為に係る森林の所在場所
- 3 開発行為の目的
- 4 開発行為に係る森林の土地の面積

(連絡調整 様式第9号) (第6関係)

林地開発連絡調整協議に対する意見

滋〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇事務所長等様

△△△事務所長等

協議者	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の目的	

記

----- ----- ----- ----- ----- (調整を行うに当たって留意すべき事項) ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----

(連絡調整 様式第10号) (第7関係)

滋〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇〇月〇〇日

琵琶湖環境部長様

△△△事務所長等

林地開発行為に係る協議について (副申)

このことについて、〇〇〇〇〇より別添のとおり協議書の提出がありました。

調査したところ、別紙調査書のとおり協議に係る森林は「民有林における開発行為の許可制の適用のない開発行為に係る連絡調整」事務取扱要領第4の第2項各号のいずれにも該当せず、また開発行為が周辺の地域に及ぼす影響も最小限であると考えられますので協議を了しても差し支えないものと認めます。

(連絡調整 様式第 1 1 号) (第 8 関係)

滋 〇 〇 第 〇 〇 〇 号
平成〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇 様

滋賀県知事 氏 名 印
(又は琵琶湖環境部長若しくは
〇 〇 〇 事務 所 長 等 印)

林地開発行為に係る連絡調整協議について (通知)

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号で協議のあったこのことについては、下記の意見を付して了承します。

記

(必須意見例)

1. 事業実施に当たっては、森林法第 1 0 条の 8 第 1 項に基づく届出を要するので、本通知書を添付のうえ、市町長に提出すること
2. 施工に当たっては、防災工事を先行させるとともに、災害等の発生することのないよう、十分留意すること
3. 計画内容について、以下に係る変更が生じたときは、変更協議を行うこと
 - (1) 開発行為の目的を変更しようとするとき
 - (2) 開発行為に係る森林の面積が 5 h a 以上のものにあつては、拡大しようとする面積が 1 h a を超えるとき、5 h a 未満のものにあつては、これを 2 0 % 以上または 5 h a 以上に拡大しようとするとき
 - (3) 森林率を減じようとするとき
 - (4) 沈砂池もしくは調整池を廃止し、またはその容量を縮小しようとするとき
 - (5) 排水路の延長を 1 0 % 以上縮小するか、または排水系統を変更しようとするとき
 - (6) 切土、盛土、捨土の数量を 1 0 % 以上増加しようとするとき
 - (7) 開発計画の工区の区分を変更しようとするとき

(協議の内容に応じた意見例)

1. 開発行為に係る森林の周囲には、極力残置森林を配置されるよう配慮願います。
2. 残置森林等の適切な維持管理について配慮願います。

(連絡調整 様式第12号) (第8関係)

滋〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇事務所長等様

滋賀県知事 氏 名 印
(又は琵琶湖環境部長印)

林地開発行為に係る連絡調整協議について (通知)

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号で副申のあったこのことについては、別添写しのとおり協議を了したので、「民有林における開発行為の許可制の適用のない開発行為に係る連絡調整事務取扱要領」第8の1に基づき通知します。

(連絡調整 様式第13号) (第8関係)

滋〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇事務所長等様

△△△事務所長等

林地開発行為に係る連絡調整協議について (通知)

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号で意見書の提出のあったこのことについて、別添写しのとおり協議が了されたので、「民有林における開発行為の許可制の適用のない開発行為に係る連絡調整事務取扱要領」第8の2に基づき通知します。

(連絡調整 様式第 1 4 号) (第 9 関係)

林地開発連絡調整台帳

		整理番号	※
協議者住所、氏名			
開発行為に係る森林の所在地			
開発行為の目的			
協 議	受付年月日	平成 年 月 日	
	進達年月日	平成 年 月 日	
	事業区域全体の面積	当初	変更
	開発行為をしようとする森林の区域の面積	h a	h a
	開発行為に係る森林の土地の面積	h a	h a
回 答	事業区域全体の面積	h a	h a
	開発行為をしようとする森林の区域の面積	h a	h a
	開発行為に係る森林の土地の面積	h a	h a
協議を了した森林の所在地番			
回答年月日、通知番号			
伐採届出年月日			
変 更	変更協議(届出)年月日		
	同変更協議受理年月日		
	同変更了承通知年月日		
	変更内容		
備考			

※ 整理番号は、年度毎の通し番号とすること。

※ 位置図および土地利用計画図を合綴すること

所 轄 事 務 所 長 等
(滋賀県知事または琵琶湖環境部長もしくは森林保全課長)

協議者 住 所
氏 名 (法人にあってはその名称) 印
連絡先 (および代表者の氏名)

林地開発行為の変更に係る連絡調整について (協議)

このことについて、平成〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号で回答のあった林地開発行為について、次のとおり変更したいので協議します。

1. 開発行為に係る 森林の所在場所		市 町	大字 (町)	字	地番	
	当初計画					
	変更後					
2. 開発行為の目的	当初計画					
	変更後					
3. 変 更 事 項	(1) 開発行為に係る森林面積の拡大	当初計画	ha			
		変更後	ha			
		差引き・増加率	ha			
	(2) 森林率または残置森林率の縮小	当初計画	%			
		変更後	%			
		差引き	△	%		
	(3) 防災施設の廃止または容量の減少	当初計画				
		変更後				
		差引き減				
	(4) 排水系統の変更					
	4. 変 更 の 理 由					
	5. 開発計画を変更するに当たって必要とする許認可	適用法令と条項	手 続 の 状 況			
		①協議中	②申請済	③許認可済		
		(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)		

注意事項

- ・ 1 の所在地番が記入しきれない場合は代表地番外何筆と記載し、別紙に一覧表を作成すること。
- ・ 2 の面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数点以下第 2 位 (第 3 位四捨五入) まで記載すること。
- ・ 開発行為を国または県が、行う場合にあっては、5 は記入不要
- ・ 提出部数は、次の区分によること。
 - (1) 開発行為に係る森林の土地の面積が、4 0 h a 以下の場合
正本 1 部のみ。ただし、開発行為に係る森林の所在する土地が二以上の事務所等の所轄にまたがるものにあつては、提出先以外の事務所数分の副本も併せて提出すること。
 - (2) 開発行為に係る森林の土地の面積が、4 0 h a 以上の場合
正本 1 部と開発行為に係る森林の所在地を所轄する事務所等数分の副本を提出すること。

[い]	
位置図	14,24,27,31,35,38,42,44,65,66,68,112,115,124,148
違反行為	33,34,43,75,80,84,120,126
[う]	
雨水流出量	54,102,142
雨量強度	54,55,56,57,102,142
[え]	
えん堤	53,76,140
[か]	
開発区域	14,16,28,30,32,35,39,43,82,93
仮設防災	55
河川	37,47,56,57,58,68,73,107,110,131,135,137
完了写真	18,32,34,44,125,130
完了届出書	18,32
[き]	
求積図	14,15,27,31,35
許容放流量	58
切土	3,15,27,36,39,49,50,51,52,53,67,68,76,116,139,146
[け]	
計画変更対比表	15,31,84,116
形質変更	47,55
現況図	35,37,68,120
[こ]	
降雨強度	55,56,57,58,59,140
公益的機能	2,10,21,33,46,72,74,75,80,121,122,128
工区	15,28,67,116,146
工場	48,62,63
洪水調整池	56,57,58,68
洪水調節容量	56
工程表	15,17,28,31,36,42,95,125,129
勾配	40,45,49,50,51,52,54,57,76,82,102,137,140,142
ゴルフ場	49,61,62,63
[さ]	
再開届出書	17,28,32,84,95
災害	
	1,2,3,5,11,16,17,20,21,22,26,28,32,33,39,40,43,44,48,49,53,54,55,72,73,74,75,76,77,84,96,115,146
残置森林等の管理に関する誓約書	14,27
残置森林	14,15,18,27,31,32,35,36,37,40,42,45,46,61,62,63,66,82,84,86,89,115,131,138,146,149

残置森林率	61,62,131,138,149
[し]	
資金	17,33,36,42,47,78,79,87
浚渫回数	101,141
承継人	17,29
承諾書	14,27,42
森林面積	39,65,106,148,149
森林率	15,27,61,62,67,116,131,138,146,149
事業区域	15,31,35,38,42,47,61,62,63,86,106,115,148
事業計画書	14,27,36,42,68,84
事業場	62,63
住所（氏名）異動届出書	17,28,84,98
[す]	
スキー場	49,61
捨土	3,15,27,36,39,52,53,67,68,76,116,146
[そ]	
粗度計数	54
造成森林	15,31,35,36,61,62,63,86,102,138,142
[た]	
宅地造成	49,55,80,107
宅地造成等規制法	49,55,80,107
他法令	37,42,47,80,107,126
[ち]	
地域森林計画	2,5,9,11,20,21,33,34,46,47,64,65,68,71,72,75,89,121,122,138
地位承継届出書	17,28,33,84,97
地位	1,17,28,33,84,97,115
着手届出書	16,32
中止届出書	16
調整池	3,15,27,31,39,48,56,57,58,67,68,82,116,140,146
沈砂池	3,15,27,31,39,47,55,67,77,82,110,116,135,140,146
[て]	
出来高	18,32,34,44,84,112,117,125,130
出来高数量等対比表	18,32
[と]	
都市計画法	12,25,26,49,55,80,107
土地利用計画図	15,31,38,66,67,68,148
同意書	14,27,37,42,84,99
同意	14,24,27,35,37,42,46,47,56,58,76,79,84,99,108,110,135

道路	2,10,11,12,23,24,47,48,50,52,55,63,68,72,77,87,93,107
土工量	49,139
土質	49,50,51,52,53,76
土石採取	55,56
土量計算書	15,31,42
[の]	
法面	36,39,40,41,45,49,50,51,52,53,61,62,63,68,72,76,77,82,109,110,112,133,134,140
[は]	
廃止	1,3,15,16,17,27,28,29,32,39,67,71,75,84,94,115,118,119,146,149
排水計画平面図	15,31
排水系統	15,27,38,67,82,116,146,149
排水施設	37,38,49,51,52,53,54,68,76,82,84,102,140,142
排水路	15,27,67,116,146
伐採届	2,10,66,67,148
[ひ]	
必要容量	58
[ふ]	
復旧	4,5,17,21,28,33,34,48,60,75,80,84,96,121,122,124,125,128
[へ]	
別荘	48,61,62
[も]	
盛土	3,15,28,36,39,42,49,51,52,53,67,68,76,116,139,146
[よ]	
擁壁	50,51,52,53,76,82
余水吐	57,59
[り]	
利害関係	14,27,37,42,84
流出土砂量	53
流出計数	54,55,56
緑地	26,30,36,37,60,61,62,64,68,76,77,86,89,109,131,139
隣接	30,35,42,47,48,64,76
林地開発許可標識	16,28,31,82,84
[れ]	
レジャー施設	61,62
連絡調整	1,2,5,12,13,31,64,65,66,68,69,70,73,84,131,133,136,137,140,141,142,143,144,145,146,147,148,149
[ろ]	
路肩	10,11,23,72

申 請 書 提 出 窓 口

機関の名称	課・担当	所在地	管轄市町	T E L (F A X)
西部・南部森林整備事務所	林業振興担当	〒 520-0807 大津市松本 一丁目 2 - 1	大津市 草津市 栗東市 守山市 野洲市	077-527-0655 内線 2322・2340 (077-523-1831)
南部・西部森林整備事務所 高島支所	林業振興担当	〒 520-1621 高島市今津町 今津 1758	高島市	0740-22-0121 内線 6029・6030 (0740-22-6265)
甲賀森林整備事務所	林業振興担当	〒 525-8511 甲賀市水口町 水口 6200	甲賀市 湖南市	0748-63-6116 内線 6116・6117 (0748-63-3927)
中部森林整備事務所	森林整備担当	〒 527-8511 東近江市 八日市緑町 7 - 23	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 安土町 彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	0748-22-7718 内線 7717・7719 (0748-22-8798)
湖北森林整備事務所	林業振興担当	〒 526-0033 長浜市平方町 1152 - 2	長浜市 米原市 虎姫町 湖北町 高月町 木之本町 余呉町 西浅井町	0749-65-6616 内線 6616・6617 (0749-63-4155)